



福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>本県における65歳以上の高齢者人口は、平成2年には59万7千人（12.4%）であったものが、平成27年には130万5千人（25.6%）となっており高齢化が進んでいる。</p> <p>※高齢者人口の地域別構成比  <u>福岡地域562,063人（43.1%）、北九州地域375,614人（28.8%）</u>  <u>筑後地域233,767人（17.9%）、筑豊地域133,320人（10.2%）</u>                      （平成27年国勢調査）                      2～3 （略）</p>	<p>本県における65歳以上の高齢者人口は、平成2年には59万7千人（12.4%）であったものが、平成27年には130万5千人（25.6%）、<u>令和2年には143万3千人（27.9%）</u>となっており高齢化が進んでいる。</p> <p>※高齢者人口の地域別構成比  <u>福岡地域636,879人（44.5%）、北九州地域403,262人（28.1%）</u>  <u>筑後地域251,424人（17.5%）、筑豊地域141,214人（9.9%）</u>                      （令和2年国勢調査）                      2～3 （略）</p>	<p>令和2年国勢調査に伴う修正</p> <p>調査統計課からの指摘に基づく修正</p>
<p>第2節 福岡県気象災害の特色                      （略）</p> <p>第1 台風による風水害及び高潮、高波害                      台風の年間発生数の平年値（※1）は約<u>25.6</u>個である。このうち、福岡県を含む九州北部地方への接近・上陸（※2）は年平均<u>3.2</u>個である。台風が接近・上陸すると風害、水害、高潮害、高波害などの大きな災害が発生するおそれがあり厳重な警戒を要する。</p> <p>台風は7月から9月を中心として、福岡県に接近・上陸するが、秋に接近・上陸する台風は大型が多い。また、梅雨期や秋雨期など福岡県付近に前線が停滞しているときに台風が九州の南海上にあると、台風周辺の暖かく湿った空気が流入し、前線が活発化して、大雨による災害の危険性が増す。</p> <p>1945年9月、鹿児島県枕崎市付近に上陸後九州を北上した枕崎台風は福岡県においても大きな被害を与え、死者・行方不明者は87名に達した。また、1991年9月に長崎県に上陸し、福岡県を北東に通過した台風第17号・第19号では、死者・行方不明者14名、負傷者891名、家屋の全半壊4,448棟その他風倒木等により農林業も大きな被害を受けた。また、1999年9月、熊本県北部に上陸後福岡県を通過し、周防灘へ進んだ台風第18号では、周防灘沿岸で大きな高潮災害が発生した。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 台風による水害                      台風は強風とともに大雨をもたらす。台風のまわりには活発な雨雲が取り巻いており、激しい雨によって、洪水・浸水害、土砂災害等が発生させるおそれがある。また、盛夏期の台風には進行速度が遅いものがあり、このような台風が接近すると長時間にわたり大雨を降らせることになり警戒を要する。</p> <p>また、福岡県付近に前線が停滞しているときに台風が九州の南海上にあると、台風周辺の暖かく湿った空気の流入で前線が活発化し、福岡県で大雨が降ることがある。このような場合、台風が遠くにあっても注意を要する。</p> <p>台風の経路別にみると、台風が福岡県の西を通る場合は、筑紫山地の南側及び熊本県境付近で雨量が多くなり、台風が福岡県の東を通る場合は、筑紫山地の北側で雨量が多くなる傾向がある。</p> <p>※1 1981年から2010年の30年平均</p>	<p>第2節 福岡県気象災害の特色                      （略）</p> <p>第1 台風による風水害及び高潮、高波害                      台風の年間発生数の平年値（※1）は約<u>25.1</u>個である。このうち、福岡県を含む九州北部地方への接近・上陸（※2）は年平均<u>3.8</u>個である。台風が接近・上陸すると風害、水害、高潮害、高波害などの大きな災害が発生するおそれがあり厳重な警戒を要する。</p> <p>台風は7月から9月を中心として、福岡県に接近・上陸するが、秋に接近・上陸する台風は大型が多い。また、梅雨期や秋雨期など福岡県付近に前線が停滞しているときに台風が九州の南海上にあると、台風周辺の暖かく湿った空気が流入し、前線が活発化して、大雨による災害の危険性が増す。</p> <p>1945年9月、鹿児島県枕崎市付近に上陸後九州を北上した枕崎台風は福岡県においても大きな被害を与え、死者・行方不明者は87名に達した。また、1991年9月に長崎県に上陸し、福岡県を北東に通過した台風第17号・第19号では、死者・行方不明者14名、負傷者891名、家屋の全半壊4,448棟その他風倒木等により農林業も大きな被害を受けた。また、1999年9月、熊本県北部に上陸後福岡県を通過し、周防灘へ進んだ台風第18号では、周防灘沿岸で大きな高潮災害が発生した。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 台風による水害                      台風は強風とともに大雨をもたらす。台風のまわりには活発な雨雲が取り巻いており、激しい雨によって、洪水・浸水害、土砂災害等が発生させるおそれがある。また、盛夏期の台風には進行速度が遅いものがあり、このような台風が接近すると長時間にわたり大雨を降らせることになり警戒を要する。</p> <p>また、福岡県付近に前線が停滞しているときに台風が九州の南海上にあると、台風周辺の暖かく湿った空気の流入で前線が活発化し、福岡県で大雨が降ることがある。このような場合、台風が遠くにあっても注意を要する。</p> <p>台風の経路別にみると、台風が福岡県の西を通る場合は、筑紫山地の南側及び熊本県境付近で雨量が多くなり、台風が福岡県の東を通る場合は、筑紫山地の北側で雨量が多くなる傾向がある。</p> <p>※1 1991年から2020年の30年平均</p>	<p>平年値更新のため</p> <p>平年値更新のため</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧					新					改正理由
※2 台風の中心が九州北部地方（山口県を含む）のいずれかの気象官署から300km以内に入ったもの ○ 福岡の最大風速					※2 台風の中心が九州北部地方（山口県を含む）のいずれかの気象官署から300km以内に入ったもの ○ 福岡の最大風速					統計期間の更新
順位	風速m/s	風向	年月日	気象現象	順位	風速m/s	風向	年月日	気象現象	
1	32.5	N	1951.10.14	ルス台風(台風第15号)	1	32.5	N	1951.10.14	ルス台風(台風第15号)	統計期間の更新
2	30.2	S	1956.9.10	台風第12号	2	30.2	S	1956.9.10	台風第12号	
3	28.7	NNW	1945.9.17	枕崎台風(台風第16号)	3	28.7	NNW	1945.9.17	枕崎台風(台風第16号)	
4	27.3	SSE	1930.7.18	—	4	27.3	SSE	1930.7.18	—	
5	27.2	N	1950.9.13	キジア台風(台風第29号)	5	27.2	N	1950.9.13	キジア台風(台風第29号)	
観測所 福岡管区気象台（期間 1890年～2020年）					観測所 福岡管区気象台（期間 1890年～2021年）					統計期間の更新
○ 福岡の最大瞬間風速					○ 福岡の最大瞬間風速					
順位	風速m/s	風向	年月日	気象現象	順位	風速m/s	風向	年月日	気象現象	統計期間の更新
1	49.3	S	1987.8.31	台風第12号	1	49.3	S	1987.8.31	台風第12号	
2	49.0	S	2006.9.17	台風第13号	2	49.0	S	2006.9.17	台風第13号	
3	46.0	SSE	1978.9.15	台風第18号	3	46.0	SSE	1978.9.15	台風第18号	
4	44.7	SSE	1991.7.29	台風第9号	4	44.7	SSE	1991.7.29	台風第9号	
5	44.6	WNW	1991.9.27	台風第19号	5	44.6	WNW	1991.9.27	台風第19号	
観測所 福岡管区気象台（期間 1937年～2020年）					観測所 福岡管区気象台（期間 1937年～2021年）					統計期間の更新
3 (略) 第2 (略)					3 (略) 第2 (略)					

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧													新													改正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
<p>第3 竜巻による被害</p> <p>福岡県では、1961年以降22回の竜巻が確認されており、発生時の気象状況としては、台風接近時よりも前線の影響によるものが多い。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">発生年</th> <th rowspan="2">月</th> <th rowspan="2">日</th> <th rowspan="2">時刻</th> <th rowspan="2">発生地区</th> <th rowspan="2">Fカテゴリー</th> <th colspan="5">被害状況</th> <th rowspan="2">罹災者の主な気象状況</th> </tr> <tr> <th>死者</th> <th>負傷者</th> <th>家屋全壊</th> <th>家屋半壊</th> <th>その他</th> <th>幅(m)</th> <th>長さ(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1961</td><td>1</td><td>24</td><td>13:50</td><td>北九州市</td><td>F1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>テレビやネオン広告看板</td><td>不明</td><td>0.1</td><td>竜巻前線</td></tr> <tr><td>1971</td><td>8</td><td>23</td><td>14:00</td><td>久留米市</td><td>F2</td><td>1</td><td>1</td><td>10</td><td></td><td>娯楽や自動販売機</td><td>30~100</td><td>5.0~6.0</td><td>竜巻前線</td></tr> <tr><td>1974</td><td>8</td><td>11</td><td>13:30</td><td>福岡市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1976</td><td>8</td><td>16</td><td>05:20</td><td>遠賀郡芦屋町</td><td>F1~2</td><td></td><td>5</td><td></td><td>1</td><td>娯楽中の遊園地2箇に被害</td><td>200~250</td><td>1.5</td><td>竜巻前線</td></tr> <tr><td>1977</td><td>9</td><td>8</td><td>10:20</td><td>福岡市</td><td>F1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>電柱1本倒壊</td><td>50</td><td>3.0</td><td>竜巻前線、台風、竜巻移流</td></tr> <tr><td>1979</td><td>8</td><td>22</td><td>14:00</td><td>福岡市</td><td>F1</td><td></td><td>2</td><td></td><td></td><td>ブロック塀倒壊</td><td>300</td><td>1.0~1.5</td><td>停電前線、台風、竜巻移流</td></tr> <tr><td>1981</td><td>6</td><td>30</td><td>不明</td><td>柳川市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>停電前線、局舎によう風</td></tr> <tr><td>1983</td><td>6</td><td>29</td><td>15:00</td><td>豊前市</td><td></td><td></td><td>3</td><td></td><td>18</td><td></td><td></td><td></td><td>竜巻移流</td></tr> <tr><td>1985</td><td>6</td><td>23</td><td>14:30</td><td>北九州市</td><td>F1</td><td></td><td>3</td><td></td><td>18</td><td>停電5700戸</td><td>500~1000</td><td>3.0</td><td>梅雨前線、竜巻移流</td></tr> <tr><td>1993</td><td>6</td><td>18</td><td>10:15</td><td>大牟田市</td><td>F1</td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td></td><td>50~70</td><td>3.0</td><td>停電前線</td></tr> <tr><td>1997</td><td>10</td><td>5</td><td>09:40</td><td>海上(今津南)</td><td>不明</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>不明</td><td>不明</td><td>竜巻前線</td></tr> <tr><td>1999</td><td>8</td><td>23</td><td>13:30</td><td>八女郡黒木町</td><td>F1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>ビニールハウス2棟倒壊</td><td>50</td><td>3.5</td><td>停電前線、竜巻移流</td></tr> <tr><td>2004</td><td>9</td><td>16</td><td>14:00</td><td>北九州市</td><td>F1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>自動車が1台壊まれる</td><td>100</td><td>2.0</td><td>停電前線、竜巻移流</td></tr> <tr><td>2007</td><td>9</td><td>9</td><td>09:54</td><td>海上(伊勢前町)</td><td>不明</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>不明</td><td>不明</td><td>気圧の谷、局舎によう風</td></tr> <tr><td>2008</td><td>8</td><td>12</td><td>16:05</td><td>海上(玄界灘)</td><td>不明</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>不明</td><td>不明</td><td>竜巻移流、低気圧</td></tr> <tr><td>2008</td><td>8</td><td>12</td><td>16:10</td><td>福津市</td><td>F0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>不明</td><td>不明</td><td>竜巻移流、低気圧</td></tr> <tr><td>2011</td><td>8</td><td>21</td><td>06:10</td><td>久留米市</td><td>F0</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>ビニールハウス2棟全壊</td><td>100</td><td>1.2</td><td>低気圧</td></tr> <tr><td>2011</td><td>8</td><td>21</td><td>06:41</td><td>福岡市</td><td>F1</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td>150</td><td>5.9</td><td>低気圧</td></tr> <tr><td>2016</td><td>8</td><td>29</td><td>18:15</td><td>福岡市</td><td>不明</td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td></td><td>不明</td><td>不明</td><td>暴風の移流</td></tr> <tr><td>2016</td><td>9</td><td>28</td><td>20:10</td><td>築港市、八女市</td><td>JEF2</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td>400</td><td>3.6</td><td>停電前線</td></tr> <tr><td>2017</td><td>6</td><td>29</td><td>22:00頃</td><td>福岡市、糟屋郡新宮町</td><td>JEF1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>200</td><td>1.4</td><td>梅雨前線</td></tr> <tr><td>2018</td><td>7</td><td>23</td><td>18:10</td><td>三浦郡大木町</td><td>JEF0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>60</td><td>1.3</td><td>雷雨(熱帯)</td></tr> <tr><td>2021</td><td>5</td><td>22</td><td>6:55頃</td><td>海上(福岡県)</td><td>不明</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>不明</td><td>不明</td><td>気圧の谷</td></tr> </tbody> </table>													発生年	月	日	時刻	発生地区	Fカテゴリー	被害状況					罹災者の主な気象状況	死者	負傷者	家屋全壊	家屋半壊	その他	幅(m)	長さ(km)	1961	1	24	13:50	北九州市	F1					テレビやネオン広告看板	不明	0.1	竜巻前線	1971	8	23	14:00	久留米市	F2	1	1	10		娯楽や自動販売機	30~100	5.0~6.0	竜巻前線	1974	8	11	13:30	福岡市										1976	8	16	05:20	遠賀郡芦屋町	F1~2		5		1	娯楽中の遊園地2箇に被害	200~250	1.5	竜巻前線	1977	9	8	10:20	福岡市	F1					電柱1本倒壊	50	3.0	竜巻前線、台風、竜巻移流	1979	8	22	14:00	福岡市	F1		2			ブロック塀倒壊	300	1.0~1.5	停電前線、台風、竜巻移流	1981	6	30	不明	柳川市									停電前線、局舎によう風	1983	6	29	15:00	豊前市			3		18				竜巻移流	1985	6	23	14:30	北九州市	F1		3		18	停電5700戸	500~1000	3.0	梅雨前線、竜巻移流	1993	6	18	10:15	大牟田市	F1				2		50~70	3.0	停電前線	1997	10	5	09:40	海上(今津南)	不明						不明	不明	竜巻前線	1999	8	23	13:30	八女郡黒木町	F1					ビニールハウス2棟倒壊	50	3.5	停電前線、竜巻移流	2004	9	16	14:00	北九州市	F1					自動車が1台壊まれる	100	2.0	停電前線、竜巻移流	2007	9	9	09:54	海上(伊勢前町)	不明						不明	不明	気圧の谷、局舎によう風	2008	8	12	16:05	海上(玄界灘)	不明						不明	不明	竜巻移流、低気圧	2008	8	12	16:10	福津市	F0						不明	不明	竜巻移流、低気圧	2011	8	21	06:10	久留米市	F0		1			ビニールハウス2棟全壊	100	1.2	低気圧	2011	8	21	06:41	福岡市	F1				1		150	5.9	低気圧	2016	8	29	18:15	福岡市	不明				0		不明	不明	暴風の移流	2016	9	28	20:10	築港市、八女市	JEF2		1	1			400	3.6	停電前線	2017	6	29	22:00頃	福岡市、糟屋郡新宮町	JEF1						200	1.4	梅雨前線	2018	7	23	18:10	三浦郡大木町	JEF0						60	1.3	雷雨(熱帯)	2021	5	22	6:55頃	海上(福岡県)	不明						不明	不明	気圧の谷	<p>第3 竜巻による被害</p> <p>福岡県では、1961年以降23回の竜巻が確認されており、発生時の気象状況としては、台風接近時よりも前線の影響によるものが多い。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">発生年</th> <th rowspan="2">月</th> <th rowspan="2">日</th> <th rowspan="2">時刻</th> <th rowspan="2">発生地区</th> <th rowspan="2">Fカテゴリー</th> <th colspan="5">被害状況</th> <th rowspan="2">罹災者の主な気象状況</th> </tr> <tr> <th>死者</th> <th>負傷者</th> <th>家屋全壊</th> <th>家屋半壊</th> <th>その他</th> <th>幅(m)</th> <th>長さ(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1961</td><td>1</td><td>24</td><td>13:50</td><td>北九州市</td><td>F1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>娯楽やネオン広告看板</td><td>不明</td><td>0.1</td><td>竜巻前線</td></tr> <tr><td>1971</td><td>8</td><td>23</td><td>14:00</td><td>久留米市</td><td>F2</td><td>1</td><td>1</td><td>10</td><td></td><td>娯楽や自動販売機</td><td>30~100</td><td>5.0~6.0</td><td>竜巻前線</td></tr> <tr><td>1974</td><td>8</td><td>11</td><td>13:30</td><td>福岡市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>1976</td><td>8</td><td>16</td><td>05:20</td><td>遠賀郡芦屋町</td><td>F1~2</td><td></td><td>5</td><td></td><td>1</td><td>娯楽中の遊園地(第2)に被害</td><td>200~250</td><td>1.5</td><td>竜巻前線</td></tr> <tr><td>1977</td><td>9</td><td>8</td><td>10:20</td><td>福岡市</td><td>F1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>電柱1本倒壊</td><td>50</td><td>3.0</td><td>停電前線、台風、竜巻移流</td></tr> <tr><td>1979</td><td>8</td><td>22</td><td>14:00</td><td>福岡市</td><td>F1</td><td></td><td>2</td><td></td><td></td><td>ブロック塀倒壊</td><td>300</td><td>1.0~1.5</td><td>停電前線、台風、竜巻移流</td></tr> <tr><td>1981</td><td>6</td><td>30</td><td>不明</td><td>柳川市</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>停電前線、局舎によう風</td></tr> <tr><td>1983</td><td>6</td><td>29</td><td>15:00</td><td>豊前市</td><td></td><td></td><td>3</td><td></td><td>18</td><td></td><td></td><td></td><td>竜巻移流</td></tr> <tr><td>1985</td><td>6</td><td>23</td><td>14:30</td><td>北九州市</td><td>F1</td><td></td><td>3</td><td></td><td>18</td><td>停電5700戸</td><td>500~1000</td><td>3.0</td><td>梅雨前線、竜巻移流</td></tr> <tr><td>1993</td><td>6</td><td>18</td><td>10:15</td><td>大牟田市</td><td>F1</td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td></td><td>50~70</td><td>3.0</td><td>停電前線</td></tr> <tr><td>1997</td><td>10</td><td>5</td><td>09:40</td><td>海上(今津南)</td><td>不明</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>不明</td><td>不明</td><td>竜巻前線</td></tr> <tr><td>1999</td><td>8</td><td>23</td><td>13:30</td><td>八女郡黒木町</td><td>F1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>ビニールハウス2棟倒壊</td><td>50</td><td>3.5</td><td>停電前線、竜巻移流</td></tr> <tr><td>2004</td><td>9</td><td>16</td><td>14:00</td><td>北九州市</td><td>F1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>自動車が1台壊まれる</td><td>100</td><td>2.0</td><td>停電前線、竜巻移流</td></tr> <tr><td>2007</td><td>9</td><td>9</td><td>09:54</td><td>海上(伊勢前町)</td><td>不明</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>不明</td><td>不明</td><td>気圧の谷、局舎によう風</td></tr> <tr><td>2008</td><td>8</td><td>12</td><td>16:05</td><td>海上(玄界灘)</td><td>不明</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>不明</td><td>不明</td><td>竜巻移流、低気圧</td></tr> <tr><td>2008</td><td>8</td><td>12</td><td>16:10</td><td>福津市</td><td>F0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>不明</td><td>不明</td><td>竜巻移流、低気圧</td></tr> <tr><td>2011</td><td>8</td><td>21</td><td>06:10</td><td>久留米市</td><td>F0</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td>ビニールハウス2棟全壊</td><td>100</td><td>1.2</td><td>低気圧</td></tr> <tr><td>2011</td><td>8</td><td>21</td><td>06:41</td><td>福岡市</td><td>F1</td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td></td><td>150</td><td>5.9</td><td>低気圧</td></tr> <tr><td>2016</td><td>8</td><td>29</td><td>18:15</td><td>福岡市</td><td>不明</td><td></td><td></td><td></td><td>0</td><td></td><td>不明</td><td>不明</td><td>暴風の移流</td></tr> <tr><td>2016</td><td>9</td><td>28</td><td>20:10</td><td>築港市、八女市</td><td>JEF2</td><td></td><td>1</td><td>1</td><td></td><td></td><td>400</td><td>3.6</td><td>停電前線</td></tr> <tr><td>2017</td><td>6</td><td>29</td><td>22:00頃</td><td>福岡市、糟屋郡新宮町</td><td>JEF1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>200</td><td>1.4</td><td>梅雨前線</td></tr> <tr><td>2018</td><td>7</td><td>23</td><td>18:10</td><td>三浦郡大木町</td><td>JEF0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>60</td><td>1.3</td><td>雷雨(熱帯)</td></tr> <tr><td>2021</td><td>5</td><td>22</td><td>6:55頃</td><td>海上(福岡県)</td><td>不明</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>不明</td><td>不明</td><td>気圧の谷</td></tr> </tbody> </table>													発生年	月	日	時刻	発生地区	Fカテゴリー	被害状況					罹災者の主な気象状況	死者	負傷者	家屋全壊	家屋半壊	その他	幅(m)	長さ(km)	1961	1	24	13:50	北九州市	F1					娯楽やネオン広告看板	不明	0.1	竜巻前線	1971	8	23	14:00	久留米市	F2	1	1	10		娯楽や自動販売機	30~100	5.0~6.0	竜巻前線	1974	8	11	13:30	福岡市										1976	8	16	05:20	遠賀郡芦屋町	F1~2		5		1	娯楽中の遊園地(第2)に被害	200~250	1.5	竜巻前線	1977	9	8	10:20	福岡市	F1					電柱1本倒壊	50	3.0	停電前線、台風、竜巻移流	1979	8	22	14:00	福岡市	F1		2			ブロック塀倒壊	300	1.0~1.5	停電前線、台風、竜巻移流	1981	6	30	不明	柳川市									停電前線、局舎によう風	1983	6	29	15:00	豊前市			3		18				竜巻移流	1985	6	23	14:30	北九州市	F1		3		18	停電5700戸	500~1000	3.0	梅雨前線、竜巻移流	1993	6	18	10:15	大牟田市	F1				2		50~70	3.0	停電前線	1997	10	5	09:40	海上(今津南)	不明						不明	不明	竜巻前線	1999	8	23	13:30	八女郡黒木町	F1					ビニールハウス2棟倒壊	50	3.5	停電前線、竜巻移流	2004	9	16	14:00	北九州市	F1					自動車が1台壊まれる	100	2.0	停電前線、竜巻移流	2007	9	9	09:54	海上(伊勢前町)	不明						不明	不明	気圧の谷、局舎によう風	2008	8	12	16:05	海上(玄界灘)	不明						不明	不明	竜巻移流、低気圧	2008	8	12	16:10	福津市	F0						不明	不明	竜巻移流、低気圧	2011	8	21	06:10	久留米市	F0		1			ビニールハウス2棟全壊	100	1.2	低気圧	2011	8	21	06:41	福岡市	F1				1		150	5.9	低気圧	2016	8	29	18:15	福岡市	不明				0		不明	不明	暴風の移流	2016	9	28	20:10	築港市、八女市	JEF2		1	1			400	3.6	停電前線	2017	6	29	22:00頃	福岡市、糟屋郡新宮町	JEF1						200	1.4	梅雨前線	2018	7	23	18:10	三浦郡大木町	JEF0						60	1.3	雷雨(熱帯)	2021	5	22	6:55頃	海上(福岡県)	不明						不明	不明	気圧の谷	最新の記録に更新
発生年	月	日	時刻	発生地区	Fカテゴリー	被害状況					罹災者の主な気象状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
						死者	負傷者	家屋全壊	家屋半壊	その他		幅(m)	長さ(km)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1961	1	24	13:50	北九州市	F1					テレビやネオン広告看板	不明	0.1	竜巻前線																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1971	8	23	14:00	久留米市	F2	1	1	10		娯楽や自動販売機	30~100	5.0~6.0	竜巻前線																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1974	8	11	13:30	福岡市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1976	8	16	05:20	遠賀郡芦屋町	F1~2		5		1	娯楽中の遊園地2箇に被害	200~250	1.5	竜巻前線																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1977	9	8	10:20	福岡市	F1					電柱1本倒壊	50	3.0	竜巻前線、台風、竜巻移流																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1979	8	22	14:00	福岡市	F1		2			ブロック塀倒壊	300	1.0~1.5	停電前線、台風、竜巻移流																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1981	6	30	不明	柳川市									停電前線、局舎によう風																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1983	6	29	15:00	豊前市			3		18				竜巻移流																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1985	6	23	14:30	北九州市	F1		3		18	停電5700戸	500~1000	3.0	梅雨前線、竜巻移流																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1993	6	18	10:15	大牟田市	F1				2		50~70	3.0	停電前線																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1997	10	5	09:40	海上(今津南)	不明						不明	不明	竜巻前線																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1999	8	23	13:30	八女郡黒木町	F1					ビニールハウス2棟倒壊	50	3.5	停電前線、竜巻移流																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2004	9	16	14:00	北九州市	F1					自動車が1台壊まれる	100	2.0	停電前線、竜巻移流																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2007	9	9	09:54	海上(伊勢前町)	不明						不明	不明	気圧の谷、局舎によう風																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2008	8	12	16:05	海上(玄界灘)	不明						不明	不明	竜巻移流、低気圧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2008	8	12	16:10	福津市	F0						不明	不明	竜巻移流、低気圧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2011	8	21	06:10	久留米市	F0		1			ビニールハウス2棟全壊	100	1.2	低気圧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2011	8	21	06:41	福岡市	F1				1		150	5.9	低気圧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2016	8	29	18:15	福岡市	不明				0		不明	不明	暴風の移流																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2016	9	28	20:10	築港市、八女市	JEF2		1	1			400	3.6	停電前線																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2017	6	29	22:00頃	福岡市、糟屋郡新宮町	JEF1						200	1.4	梅雨前線																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2018	7	23	18:10	三浦郡大木町	JEF0						60	1.3	雷雨(熱帯)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2021	5	22	6:55頃	海上(福岡県)	不明						不明	不明	気圧の谷																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
発生年	月	日	時刻	発生地区	Fカテゴリー	被害状況					罹災者の主な気象状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
						死者	負傷者	家屋全壊	家屋半壊	その他		幅(m)	長さ(km)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1961	1	24	13:50	北九州市	F1					娯楽やネオン広告看板	不明	0.1	竜巻前線																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1971	8	23	14:00	久留米市	F2	1	1	10		娯楽や自動販売機	30~100	5.0~6.0	竜巻前線																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1974	8	11	13:30	福岡市																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1976	8	16	05:20	遠賀郡芦屋町	F1~2		5		1	娯楽中の遊園地(第2)に被害	200~250	1.5	竜巻前線																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1977	9	8	10:20	福岡市	F1					電柱1本倒壊	50	3.0	停電前線、台風、竜巻移流																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1979	8	22	14:00	福岡市	F1		2			ブロック塀倒壊	300	1.0~1.5	停電前線、台風、竜巻移流																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1981	6	30	不明	柳川市									停電前線、局舎によう風																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1983	6	29	15:00	豊前市			3		18				竜巻移流																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1985	6	23	14:30	北九州市	F1		3		18	停電5700戸	500~1000	3.0	梅雨前線、竜巻移流																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1993	6	18	10:15	大牟田市	F1				2		50~70	3.0	停電前線																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1997	10	5	09:40	海上(今津南)	不明						不明	不明	竜巻前線																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
1999	8	23	13:30	八女郡黒木町	F1					ビニールハウス2棟倒壊	50	3.5	停電前線、竜巻移流																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2004	9	16	14:00	北九州市	F1					自動車が1台壊まれる	100	2.0	停電前線、竜巻移流																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2007	9	9	09:54	海上(伊勢前町)	不明						不明	不明	気圧の谷、局舎によう風																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2008	8	12	16:05	海上(玄界灘)	不明						不明	不明	竜巻移流、低気圧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2008	8	12	16:10	福津市	F0						不明	不明	竜巻移流、低気圧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2011	8	21	06:10	久留米市	F0		1			ビニールハウス2棟全壊	100	1.2	低気圧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2011	8	21	06:41	福岡市	F1				1		150	5.9	低気圧																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2016	8	29	18:15	福岡市	不明				0		不明	不明	暴風の移流																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2016	9	28	20:10	築港市、八女市	JEF2		1	1			400	3.6	停電前線																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2017	6	29	22:00頃	福岡市、糟屋郡新宮町	JEF1						200	1.4	梅雨前線																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2018	7	23	18:10	三浦郡大木町	JEF0						60	1.3	雷雨(熱帯)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
2021	5	22	6:55頃	海上(福岡県)	不明						不明	不明	気圧の谷																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
<p>第4 (略)</p> <p>第3節 略</p> <p>第3章 防災関係機関等の業務大綱</p> <p>(略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1~第3 (略)</p> <p>第4 指定地方行政機関</p> <p>1~11 (略)</p> <p>12 九州総合通信局</p> <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常通信体制の整備に関する事</li> <li>・非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事</li> <li>・災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器及び移動電源車の貸し出しに関する事</li> </ul> <p>(災害応急対策) (略)</p>													<p>第4 (略)</p> <p>第3節 略</p> <p>第3章 防災関係機関等の業務大綱</p> <p>(略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1~第3 (略)</p> <p>第4 指定地方行政機関</p> <p>1~11 (略)</p> <p>12 九州総合通信局</p> <p>(災害予防)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非常通信体制の整備に関する事</li> <li>・非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関する事</li> <li>・災害時における通信機器、臨時災害放送局用機器、移動電源車及び発電機の貸し出しに関する事</li> </ul> <p>(災害応急対策) (略)</p>													最新の記録に更新																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
																										機材の更新に伴う修正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>13 (略)</p> <p>14 九州地方整備局 (略) (災害予防) (略) ・雨量、水位等の観測体制の整備に関する事 (略) (災害応急対策)～(災害復旧) (略)</p> <p>15～17 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 指定公共機関</p> <p>1 (略)</p> <p>2 西日本電信電話株式会社(福岡支店) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 九州電力株式会社 (災害予防) ・電力施設の整備と防災管理に関する事 (災害応急対策) ・災害時における電力の供給確保に関する事 (災害復旧) ・被災電力施設の復旧事業の推進に関する事</p> <p>9 西部瓦斯株式会社 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>第7 指定地方公共機関</p> <p>1～14 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4章～第5章 (略)</p>	<p>13 (略)</p> <p>14 九州地方整備局 (略) (災害予防) (略) ・雨量、水蒸気、水位等の観測体制の整備に関する事 (略) (災害応急対策)～(災害復旧) (略)</p> <p>15～17 (略)</p> <p>第5 (略)</p> <p>第6 指定公共機関</p> <p>1 (略)</p> <p>2 西日本電信電話株式会社(九州支店) (略)</p> <p>3～7 (略)</p> <p>8 九州電力株式会社・九州電力送配電株式会社 (災害予防) ・電力施設の整備と防災管理に関する事 (災害応急対策) ・災害時における電力の供給確保に関する事 (災害復旧) ・被災電力施設の復旧事業の推進に関する事</p> <p>9 西部ガス株式会社 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>第7 指定地方公共機関</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 公益社団法人福岡県獣医師会 (災害予防)・(災害応急対策) ・災害時に負傷した愛護動物の治療等の実施に関する事</p> <p>8～15 (略)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4章～第5章 (略)</p>	<p>防災基本計画(R4.6修正)に基づく修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>公益社団法人福岡県獣医師会の指定地方公共機関指定に係る修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p><b>第2編 災害予防計画</b></p> <p><b>第1章 防災基盤の強化</b></p> <p>第1節 治水治山の対策</p> <p>県、市町村及び関係機関は、河川、ため池の決壊並びに山地崩壊等による災害を未然に防止し、治水、治山の総合的対策を推進するため、危険箇所の実態を把握するとともに、必要な区域の指定等を行い、各年度における計画的な災害防止事業を実施する。</p> <p>また、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるよう努めるとともに、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮するものとする。</p> <p>さらに、水災については、複合的な災害にも多層的に備え、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「福岡県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で密接な連携体制を構築するものとする。</p> <p>県及び市町村は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部署の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。また、地方公共団体は、<u>前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</u></p> <p>&lt;主な実施機関&gt;</p> <p>国（九州地方整備局）、県（県土整備部、農林水産部）、市町村</p> <p>第1 治水計画</p> <p>1 河川対策</p> <p>(1) 河川の改修</p> <p>ア～カ (略)</p> <p><u>キ 貯留機能保全区域</u></p> <p>県は、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、<u>都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域を、貯留機能保全区域として指定するものとする。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 ため池対策（農村森林整備課、農山漁村振興課、市町村、ため池管理者）</p> <p>(1) ため池施設整備の実施方針</p> <p>ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、堤体、余水吐、樋管等の整備を必要とするため池について、市町村等からの申請に基づき、県</p>	<p><b>第2編 災害予防計画</b></p> <p><b>第1章 防災基盤の強化</b></p> <p>第1節 治水治山の対策</p> <p>県、市町村及び関係機関は、河川、ため池の決壊並びに山地崩壊等による災害を未然に防止し、治水、治山の総合的対策を推進するため、危険箇所の実態を把握するとともに、必要な区域の指定等を行い、各年度における計画的な災害防止事業を実施する。</p> <p>また、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるよう努めるとともに、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮するものとする。</p> <p>さらに、水災については、<u>気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「福岡県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。</u></p> <p>県及び市町村は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部署の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。<u>特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、地方公共団体は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</u></p> <p>県は、<u>盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難時基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</u></p> <p>&lt;主な実施機関&gt;</p> <p>国（九州地方整備局）、県（県土整備部、農林水産部、<u>建築都市部</u>）、市町村</p> <p>第1 治水計画</p> <p>1 河川対策</p> <p>(1) 河川の改修</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 ため池対策（農村森林整備課、農山漁村振興課、市町村、ため池管理者）</p> <p>(1) ため池施設整備の実施方針</p> <p>ため池の決壊等による災害を未然に防止するため、堤体、余水吐、樋管等の整備を必要とするため池について、市町村等からの申請に基づ</p>	<p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>本県の協議会には、当該機関が参画していないため修正</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>本県では、当該対策を行っていないため修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>営ため池等整備事業、団体営ため池等整備事業等で、整備を推進する。 また、緊急を要するものについては適切な措置を講ずる。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第2節 土砂災害の防止 (略)</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 山地災害対策（農村森林整備課、市町村）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対策</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 山地災害対策施設の整備等</p> <p>台風、集中豪雨等により山地災害が発生または発生するおそれが高い箇所など山地災害の実態や緊急性、必要性を踏まえ、順次治山事業を実施していくものとする。特に、<u>流木災害が発生するおそれのある森林については、流木補足式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。</u></p> <p>第6 (略)</p> <p>第3節～第4節 (略)</p> <p>第5節 都市構造の防災化 (略)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 無電柱化事業の推進（道路維持課、公園街路課等）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対策</p> <p>緊急輸送道路など防災上重要な道路について無電柱化の整備を進めることで、電柱・架線等の防災活動に支障を及ぼす物件を排除し、道路の防災機能向上を図る。</p> <p>第5～第6 (略)</p> <p>第6節～第8節 (略)</p>	<p>き、県営ため池等整備事業、団体営ため池等整備事業等で、整備を推進する。</p> <p>また、緊急を要するものについては適切な措置を講ずる。特に、<u>防災重点農業用ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」第5条の規定に基づき、防災工事等推進計画を策定・公表しており、本計画に基づいて防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図る。</u></p> <p><u>※防災重点農業用ため池：決壊による水害その他の災害により周辺区域の住宅等に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第2節 土砂災害の防止 (略)</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 山地災害対策（農村森林整備課、市町村）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対策</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 山地災害対策治山事業の実施</p> <p>台風、集中豪雨等により山地災害が発生または発生するおそれが高い箇所など山地災害の実態や緊急性、必要性を踏まえ、順次治山事業を実施していくものとする。特に、<u>尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。</u></p> <p>第6 (略)</p> <p>第3節～第4節 (略)</p> <p>第5節 都市構造の防災化 (略)</p> <p>第1～第3 (略)</p> <p>第4 無電柱化事業の推進（道路維持課、公園街路課等）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 対策</p> <p>緊急輸送道路など防災上重要な道路について、<u>必要に応じて、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の整備を進めることで、電柱・架線等の防災活動に支障を及ぼす物件を排除し、道路の防災機能向上を図る。</u></p> <p>第5～第6 (略)</p> <p>第6節～第8節 (略)</p>	<p>防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法等に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第9節 一般通信施設、放送施設の災害予防 (略)</p> <p>第1 国内通信施設災害予防対策（西日本電信電話株式会社） 西日本電信電話株式会社福岡支店は、防災業務計画、災害等対策規定に基づき具体的な措置を定めて、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について予防措置を講じ万全を期するものとする。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 災害対策用資機材の確保と整備 (1)～(3) (略) (4) 食料、医薬品等の生活必需品の備蓄 西日本電信電話株式会社福岡支店は、非常事態に備え食料、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 防災に関する防災機関との協調 (略)</p> <p>(1) 西日本電信電話株式会社福岡支店は、福岡県防災会議及び関係防災機関と防災計画に関して連絡調整を図る。 (2) 平常時は、西日本電信電話株式会社福岡支店は福岡県防災会議と、また災害時には福岡県災害対策本部と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。 (3)～(4) (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第10節～第11節 (略)</p> <p>第12節 交通施設の災害予防 道路、鉄道、港湾、空港等の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行うものとする。 また、基幹的な交通施設については、代替路を確保するための道路ネットワークの整備、海上・航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送手段の確保、<u>風水害に対する安全性の確保に努めるものとし、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、必要に応じ、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。</u></p> <p>〈主な実施機関〉 道路・鉄道・港湾・空港管理者等、国、県（県土整備部・農林水産部、企画・地域振興部）、警察、市町村</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 港湾施設等</p>	<p>第9節 一般通信施設、放送施設の災害予防 (略)</p> <p>第1 国内通信施設災害予防対策（西日本電信電話株式会社） 西日本電信電話株式会社九州支店は、防災業務計画、災害等対策規定に基づき具体的な措置を定めて、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について予防措置を講じ万全を期するものとする。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 災害対策用資機材の確保と整備 (1)～(3) (略) (4) 食料、医薬品等の生活必需品の備蓄 西日本電信電話株式会社九州支店は、非常事態に備え食料、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 防災に関する防災機関との協調 (略)</p> <p>(1) 西日本電信電話株式会社九州支店は、福岡県防災会議及び関係防災機関と防災計画に関して連絡調整を図る。 (2) 平常時は、西日本電信電話株式会社九州支店は福岡県防災会議と、また災害時には福岡県災害対策本部と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。 (3)～(4) (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第10節～第11節 (略)</p> <p>第12節 交通施設の災害予防 道路、鉄道、港湾、空港等の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行うものとする。 また、基幹的な交通施設については、代替路を確保するための道路ネットワークの整備、海上・航空交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化等により、<u>風水害に対する安全性及び大規模災害発生時の輸送手段の早期・確実な確保に努めるものとし、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、必要に応じ、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。</u></p> <p>〈主な実施機関〉 道路・鉄道・港湾・空港管理者等、国、県（県土整備部・農林水産部、企画・地域振興部）、警察、市町村</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 港湾施設等</p>	<p>組織改編に伴う修正</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>1 (略)</p> <p>2 整備方針（港湾課・水産振興課、福岡市、北九州市） 係留施設については、海陸双方のアクセス、危険物からの保安距離、通常時に扱う主要貨物の性状、荷さばき地の面積など、必要な条件を満たす既存の係留施設の補強によるか、あるいは新たに整備される係留施設の堅牢性を強化することによって、その必要量を確保する。 また、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。 待機広場は、既存の港湾緑地等を活用することとし、著しく不足する場合には、港湾緑地等を新たに整備するときに待機広場の必要面積を勘案することによって必要量を確保する。 なお、港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するとともに、コンテナ等の野外蔵置貨物が津波避難に支障をきたさないよう、流出防止対策を推進するものとする。 また、港湾管理者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化するものとする。 さらに、港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。</p> <p>第4 (略)</p> <p><b>第2章 県民等の防災力の向上</b></p> <p>第1節 県民が行う防災対策 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災に関する家族会議の開催 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 家族の安否確認方法（福岡県災害情報等配信システム「防災メール・まもるくん」、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害用伝言板の活用等）</p> <p>(4) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第2節～第3節 (略)</p> <p>第4節 防災知識の普及 (略)</p> <p>第1 県民等に対する防災知識の普及</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 整備方針（港湾課・水産振興課、福岡市、北九州市） 係留施設については、海陸双方のアクセス、危険物からの保安距離、通常時に扱う主要貨物の性状、荷さばき地の面積など、必要な条件を満たす既存の係留施設の補強によるか、あるいは新たに整備される係留施設の堅牢性を強化することによって、その必要量を確保する。 また、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。 待機広場は、既存の港湾緑地等を活用することとし、著しく不足する場合には、港湾緑地等を新たに整備するときに待機広場の必要面積を勘案することによって必要量を確保する。 なお、港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するとともに、コンテナ等の野外蔵置貨物が津波避難に支障をきたさないよう、流出防止対策を推進するものとする。 また、港湾管理者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化するものとする。 さらに、港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。<u>また、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衝工を設置するものとする。</u></p> <p>第4 (略)</p> <p><b>第2章 県民等の防災力の向上</b></p> <p>第1節 県民が行う防災対策 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防災に関する家族会議の開催 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 家族の安否確認方法（スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話の災害用伝言板の活用等）</p> <p>(4) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>第2節～第3節 (略)</p> <p>第4節 防災知識の普及 (略)</p> <p>第1 県民等に対する防災知識の普及</p>	<p>内閣府からの指摘に基づく修正</p> <p>令和4年度新規施策に係る修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 学校教育を通じての普及（高校教育課・義務教育課・特別支援教育課、市町村）</p> <p>学校教育の中での防災教育は、地域の災害リスクに基づいた防災教育を、多数の人々を対象に、体系的かつ継続的に実施しうる条件を最も有している。そのため、幼稚園から大学まで一貫した方針のもとに防災教育が実施された場合、大きな効果をあげる可能性がある。</p> <p>このことを念頭に、児童・生徒等、教職員及び保護者に対して、学校における教育活動の機会（防災訓練、防災関係行事、教科指導、課外活動、授業参観等）を通じて、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じて、災害に関する基礎的知識や災害から身を守るための知識・方法を中心とした啓発を行う。</p> <p>また、県及び市町村は、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。</p> <p>第2～第8 (略)</p> <p>第5節 防災訓練の充実</p> <p>(略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 各種訓練</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 医療救護訓練（医療指導課、医療機関、<u>県医師会</u>、消防機関）</p> <p>(略)</p> <p>7 地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の訓練（施設所有者又は管理者）</p> <p>市町村防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、難入道、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。</p> <p>市町村防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、<u>避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。</u></p> <p>市町村防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>8 (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第6節 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 学校教育を通じての普及（<u>防災危機管理局</u>・高校教育課・義務教育課・特別支援教育課、市町村）</p> <p>学校教育の中での防災教育は、地域の災害リスクに基づいた防災教育を、多数の人々を対象に、体系的かつ継続的に実施しうる条件を最も有している。そのため、幼稚園から大学まで一貫した方針のもとに防災教育が実施された場合、大きな効果をあげる可能性がある。</p> <p>このことを念頭に、児童・生徒等、教職員及び保護者に対して、学校における教育活動の機会（防災訓練、防災関係行事、教科指導、課外活動、授業参観等）を通じて、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じて、災害に関する基礎的知識や災害から身を守るための知識・方法を中心とした啓発を行う。</p> <p>また、県及び市町村は、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るとともに、学校における消防団員等が参画した<u>体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u>特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。</p> <p>第2～第8 (略)</p> <p>第5節 防災訓練の充実</p> <p>(略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 各種訓練</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 医療救護訓練（医療指導課、医療機関、<u>福岡県医師会</u>、消防機関）</p> <p>(略)</p> <p>7 地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の訓練（施設所有者又は管理者）</p> <p>市町村防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、難入道、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。</p> <p>市町村防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、<u>避難確保計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。</u></p> <p>市町村防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。</p> <p>8 (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第6節 (略)</p>	<p>記載の適正化</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>土砂災害防止法に基づく記載の適正化</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第3章 効果的な応急活動のための事前対策</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 防災体制・施設・資機材等の整備 (略)</p> <p>第1 災害対策本部体制の整備（防災危機管理局、市町村、防災関係機関） (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 災害対策本部室等の整備 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自家発電機 エンジン発電式のみならず<u>他の代替エネルギーシステムの活用</u>についても検討を行うよう努める。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第2 防災中枢機能等の確保充実（関係各課、市町村、防災関係機関） 県、市町村、防災関係機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。また、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムや電動車の活用も含めた自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、燃料供給開始が想定復旧期間を超える場合などを想定し、それを超える十分な期間（想定復旧期間が明らかでない場合は、例えば1週間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。その際、物資の供給が困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信等の整備等、非常用通信手段の確保を図るものとする。県及び市町村は、特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。なお、県及び市町村等は、燃料に関して、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するものとする。</p> <p>また、県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</p>	<p>第3章 効果的な応急活動のための事前対策</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 防災体制・施設・資機材等の整備 (略)</p> <p>第1 災害対策本部体制の整備（防災危機管理局、市町村、防災関係機関） (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 災害対策本部室等の整備 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自家発電機 エンジン発電式のみならず、<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムの活用</u>についても検討を行うよう努める。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第2 防災中枢機能等の確保充実（関係各課、市町村、防災関係機関） 県、市町村、防災関係機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。また、保有する施設・設備について、<u>再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用</u>も含めた自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、燃料供給開始が想定復旧期間を超える場合などを想定し、それを超える十分な期間（想定復旧期間が明らかでない場合は、例えば1週間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。その際、物資の供給が困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信等の整備等、非常用通信手段の確保を図るものとする。県及び市町村は、特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。なお、県及び市町村等は、燃料に関して、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するものとする。</p> <p>また、県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする<u>とともに、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。</u></p>	<p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>内閣府からの指摘に基づく修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>さらに、災害時において情報を迅速かつ確に把握し的確な防災対策が実施できるよう、自ら管理する情報システムについても災害時の各種安全対策方針に基づき、引き続きシステムの多重化・高度化、自治体間クラウドサービスの導入の検討など所要の対策にも配慮するものとする。</p> <p>※クラウドサービスの利用：自治体が自ら情報システムを所有せず、民間事業者のデータセンター等の提供する情報システムの機能をネットワーク経由で利用する仕組み。これにより、耐震化・電源対策が施された施設を利用できるとともに、庁舎流失等の場合にも、庁舎から離れているデータセンターに情報が保存されていることから、早期に行政機能の回復を図ることができる。</p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第5 装備資機材等の整備充実（防災関係機関）</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 保有状況の把握</p> <p>国、県、市町村及び防災関係機関は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、<u>必要に応じ</u>情報交換を行うよう努めるものとする。</p> <p>第6～第9 (略)</p> <p>第3節 災害救助法等の運用体制の整備 (略)</p> <p>第1 災害救助法等の習熟</p> <p>1～3 (略)</p> <p>第2 災害救助基金の確保 (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 情報管理体制の整備</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検を実施し、専門的な知見・技術をもとに耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害及び風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置等を図る。</p> <p>また、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び県・市町村の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、報道機関に加え、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化を図</p>	<p>さらに、災害時において情報を迅速かつ確に把握し的確な防災対策が実施できるよう、自ら管理する情報システムについても災害時の各種安全対策方針に基づき、引き続きシステムの多重化・高度化、自治体間クラウドサービスの導入の検討など所要の対策にも配慮するものとする。</p> <p>※クラウドサービスの利用：自治体が自ら情報システムを所有せず、民間事業者のデータセンター等の提供する情報システムの機能をネットワーク経由で利用する仕組み。これにより、耐震化・電源対策が施された施設を利用できるとともに、庁舎流失等の場合にも、庁舎から離れているデータセンターに情報が保存されていることから、早期に行政機能の回復を図ることができる。</p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第5 装備資機材等の整備充実（防災関係機関）</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 保有状況の把握</p> <p>国、県、市町村及び防災関係機関は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、<u>平時から</u>情報交換を行うよう努めるものとする。</p> <p>第6～第9 (略)</p> <p>第3節 災害救助法等の運用体制の整備 (略)</p> <p>第1 災害救助法等の習熟（福祉総務課、市町村）</p> <p>1～3 (略)</p> <p>第2 災害救助基金の確保（福祉総務課） (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第5節 情報管理体制の整備</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検を実施し、専門的な知見・技術をもとに耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害及び風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置等を図る。</p> <p>また、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び県・市町村の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、報道機関に加え、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、<u>スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」</u>や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラ</p>	<p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>令和4年度新規施策に係る修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>るものとする。国、県、市町村及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。</p> <p>国、県及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を正確に分析・整理・要約・検索するため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>九州地方整備局、第七管区海上保安本部、大阪航空局、県（防災危機管理局・医療指導課）、警察（警備課）、市町村、消防機関、放送事業者</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 無線通信施設等の整備</p> <p>1 （略）</p> <p>2 警察の無線通信施設（県警無線）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 災害情報を迅速かつ的確に伝達するため、<u>可搬式衛星地球局等の通信施設</u>の整備を図る。</p> <p>（3）（略）</p> <p>3～4 （略）</p> <p>5 指定公共機関の無線通信施設</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）九州電力株式会社</p> <p>九州電力が、電力保安用に設置した無線通信設備については、下記によりその整備を図る。</p> <p>ア 災害時における通信の輻輳（ふくそう）を軽減するため、適切な通信回線の確保を行う。</p> <p>イ 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動無線設備の整備を図る。</p> <p>ウ 地上災害による影響を受けにくい衛星通信システムの効率的運用を図る。</p> <p>第3～第7 （略）</p> <p>第8 情報通信設備の維持</p> <p>1 県、市町村及び防災関係機関の防災関連機器の維持管理</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、必要な観測機器の維持・整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等を活用すること等により、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。</p> <p>また、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した通信設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器</p>	<p>ト（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化を図るものとする。国、県、市町村及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。</p> <p>国、県及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を正確に分析・整理・要約・検索するため、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>九州地方整備局、第七管区海上保安本部、大阪航空局、県（防災危機管理局・医療指導課）、警察（警備課）、市町村、消防機関、放送事業者</p> <p>第1 （略）</p> <p>第2 無線通信施設等の整備</p> <p>1 （略）</p> <p>2 警察の無線通信施設（県警無線）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2） 災害情報を迅速かつ的確に伝達するため、<u>衛星可搬設備等の通信施設</u>の整備を図る。</p> <p>（3）（略）</p> <p>3～4 （略）</p> <p>5 指定公共機関の無線通信施設</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）九州電力株式会社・九州電力送配電株式会社が</p> <p>九州電力及び九州電力送配電株式会社が、電力保安用に設置した無線通信設備については、下記によりその整備を図る。</p> <p>ア 災害時における通信の輻輳（ふくそう）を軽減するため、適切な通信回線の確保を行う。</p> <p>イ 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動無線設備の整備を図る。</p> <p>ウ 地上災害による影響を受けにくい衛星通信システムの効率的運用を図る。</p> <p>第3～第7 （略）</p> <p>第8 情報通信設備の維持</p> <p>1 県、市町村及び防災関係機関の防災関連機器の維持管理</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、必要な観測機器の維持・整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等を活用すること等により、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。</p> <p>また、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した通信設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p>

# 福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加することとする。</p> <p>非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある津波により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等を図ることとする。</p> <p>九州総合通信局は、災害の発生による停電に対し、情報伝達に係る重要な情報通信ネットワークの維持を図るため、「災害対策用移動電源車」を所有し、申し出があった場合には迅速に貸し出しができる体制を整備しているため、県及び市町村は、必要に応じ電源車の借受申請を九州総合通信局に対して行い、貸与を受けるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6節 広報・広聴体制の整備 (略)</p> <p>第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備(国、県(防災危機管理局・関係各課)、市町村、公共機関、放送事業者、通信事業者、ライフライン関係機関)</p> <p>1～3</p> <p>4 県及び市町村は、防災気象情報の伝達等について、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」等による伝達手段の整備拡充に努める。</p> <p>5～10 (略)</p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 避難体制の整備 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び避難者の生活環境の整備 (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 指定緊急避難場所、指定避難所の指定 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 福祉避難所の指定・管理 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが</p>	<p>の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加することとする。</p> <p>非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある津波により浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等を図ることとする。</p> <p>九州総合通信局は、災害の発生による停電に対し、情報伝達に係る重要な情報通信ネットワークの維持を図るため、「災害対策用移動電源車」及び「可搬型発電機」を所有し、申し出があった場合には迅速に貸し出しができる体制を整備しているため、県及び市町村は、必要に応じ電源車の借受申請を九州総合通信局に対して行い、貸与を受けるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6節 広報・広聴体制の整備 (略)</p> <p>第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備(国、県(防災危機管理局・関係各課)、市町村、公共機関、放送事業者、通信事業者、ライフライン関係機関)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 県及び市町村は、防災気象情報の伝達等について、<u>スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」</u>や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」等による伝達手段の整備拡充に努める。</p> <p>5～10 (略)</p> <p><u>11 県は、発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。</u></p> <p>第2～第4 (略)</p> <p>第7節 (略)</p> <p>第8節 避難体制の整備 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び避難者の生活環境の整備 (略)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 指定緊急避難場所、指定避難所の指定 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 福祉避難所の指定・管理 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが</p>	<p>機材の更新に伴う修正</p> <p>令和4年度新規施策に係る修正</p> <p>防災基本計画(R4.6修正)に基づく修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>困難な障がいのある人等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>また、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p>さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>4 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 指定避難所の設備等の整備</p> <p>ア 市町村は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食料、飲料水、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する避難者の生活環境を整備するために、貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用照明施設、非常用電源、衛星通信等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保のほか、空調、洋式トイレなどは要配慮者にも配慮した施設整備に努める。</p> <p>イ～キ (略)</p> <p>(4) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理・運営体制整備（消防防災指導課、男女共同参画推進課、福祉総務課、健康増進課、生活衛生課）</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 市町村及び各避難所の指定運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>カ～コ (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第10節 帰宅困難者支援体制の整備 (略)</p>	<p>困難な障がいのある人、<u>医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引機等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p> <p>また、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p> <p>さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>4 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 指定避難所の設備等の整備</p> <p>ア 市町村は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食料、飲料水、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する避難者の生活環境を整備するために、貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用照明施設、非常用電源、衛星通信等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保のほか、空調、洋式トイレなどは要配慮者にも配慮した施設整備に努める。また、<u>停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>イ～キ (略)</p> <p>(4) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理・運営体制整備（消防防災指導課、男女共同参画推進課、福祉総務課、健康増進課、生活衛生課）</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 市町村及び各避難所の指定運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>カ～コ (略)</p> <p>5～6 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第10節 帰宅困難者支援体制の整備 (略)</p>	<p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 帰宅困難者対策の実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県及び市町村の対策（交通政策課・防災危機管理局・道路維持課・関係各課、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 帰宅困難者の家族等の安否確認の支援（防災危機管理局、市町村） 福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」及び、福岡県防災公衆無線LAN「福岡防災フリーWi-Fi」をはじめとする公衆無線LANを利用したインターネットによる安否確認の支援や通信事業者等が行う安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効果的な活用が図られるよう、普及啓発に努める。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 観光客対策（防災危機管理局、観光局） (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第4～第5 (略)</p> <p>第11節 保健医療活動の調整 (略)</p> <p>第1 保健医療活動調整体制（保健医療介護部各課、保健福祉（環境）事務所） (略)</p> <p>1 福岡県保健医療調整本部 保健医療調整本部の組織及び運営については、「福岡県保健医療調整本部設置要綱」に定めるところによる。</p> <p>(1) 本部の構成 保健医療調整本部には、保健医療介護部各課（室）及び保健所の職員、災害医療コーディネーター等の関係者が参画し、相互に連携して、当該保健医療調整本部に係る事務を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第12節 医療救護体制の整備 大規模な災害発生時には、局地的又は広域的に多数の負傷者が発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる医療救護体制を整備する。救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努める。また、災害時に医薬品等が大量に必要となることから、医薬品等の確保・供給体制を整備する。 (主な実施機関) 県（保健医療介護部・総務部）、市町村、消防機関、<u>県医師会、県歯科医師会</u>、日本赤十字社福岡県支部及び災害拠点病院等</p>	<p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 帰宅困難者対策の実施</p> <p>1 (略)</p> <p>2 県及び市町村の対策（交通政策課・防災危機管理局・道路維持課・関係各課、市町村）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 帰宅困難者の家族等の安否確認の支援（防災危機管理局、市町村） スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」及び、福岡県防災公衆無線LAN「福岡防災フリーWi-Fi」をはじめとする公衆無線LANを利用したインターネットによる安否確認の支援や通信事業者等が行う安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効果的な活用が図られるよう、普及啓発に努める。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>(6) 観光客対策（防災危機管理局、観光局） (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第4～第5 (略)</p> <p>第11節 保健医療活動の調整 (略)</p> <p>第1 保健医療活動調整体制（保健医療介護部各課、保健福祉（環境）事務所） (略)</p> <p>1 福岡県保健医療調整本部 保健医療調整本部の組織及び運営については、「福岡県保健医療調整本部設置要綱」に定めるところによる。</p> <p>(1) 本部の構成 保健医療調整本部には、保健医療介護部各課（室）及び保健所の職員、<u>災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター</u>等の関係者が参画し、相互に連携して、当該保健医療調整本部に係る事務を行う。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第12節 医療救護体制の整備 大規模な災害発生時には、局地的又は広域的に多数の負傷者が発生することが想定され、かつ即応体制が要求されるため、これに対応できる医療救護体制を整備する。救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努める。また、災害時に医薬品等が大量に必要となることから、医薬品等の確保・供給体制を整備する。 (主な実施機関) 県（保健医療介護部・総務部）、市町村、消防機関、<u>福岡県医師会、福岡県歯科医師会</u>、日本赤十字社福岡県支部及び災害拠点病院等</p>	<p>令和4年度新規施策に係る修正</p> <p>厚生労働省からの通知に基づく修正</p> <p>字句の適正化</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第1 (略)</p> <p>第2 医療救護体制の整備（医療指導課、健康増進課こころの健康づくり推進室、市町村、関係機関）</p> <p>1 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 広域災害・救急医療情報システムの整備</p> <p>(略)</p> <p>ア 災害拠点病院等医療機関、県医師会・地区医師会、市町村、保健福祉環境事務所、県、消防本部等とのネットワーク化と通信ルートの二重化（無線、有線）を図る。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>2 医療救護班の整備</p> <p>(略)</p> <p>(1) 編成対象機関</p> <p>市町村（市町村立医療機関等、地区医師会）</p> <p>県（保健福祉環境事務所）国（大学病院、国立病院機構、療養所、その他関係病院）</p> <p>県医師会、<u>県歯科医師会</u>、災害拠点病院、日本赤十字社福岡県支部</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 医療救護用資機材・医薬品等の整備</p> <p>(1) 市町村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、船舶、ヘリコプター等の応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。県及び市町村は、担架ベッド、応急仮設テント、緊急電源装置等の応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際、国は、整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。</p> <p>また、国、県及び市町村は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、<u>必要に応じ</u>情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 日本赤十字社福岡県支部、県（業務課・医療指導課）及び市町村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>県における医薬品等の供給体制整備は、本編第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第14節「災害備蓄物資等整備・供給計画」によるものとする。</p> <p>資料編 備蓄等一県内の物資（食料・生活必需品・医薬品等）の備蓄状況 参照</p> <p>6～7 (略)</p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第5 災害医療に関する普及啓発、研修・訓練の実施（医療指導課、<u>県医師会</u>、医療機関）</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 医療救護体制の整備（医療指導課、健康増進課こころの健康づくり推進室、市町村、関係機関）</p> <p>1 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 広域災害・救急医療情報システムの整備</p> <p>(略)</p> <p>ア 災害拠点病院等医療機関、福岡県医師会・地区医師会、市町村、保健福祉環境事務所、県、消防本部等とのネットワーク化と通信ルートの二重化（無線、有線）を図る。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>2 医療救護班の整備</p> <p>(略)</p> <p>(1) 編成対象機関</p> <p>市町村（市町村立医療機関等、地区医師会）</p> <p>県（保健福祉環境事務所）国（大学病院、国立病院機構、療養所、その他関係病院）</p> <p>福岡県医師会、<u>福岡県歯科医師会</u>、災害拠点病院、日本赤十字社福岡県支部</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 医療救護用資機材・医薬品等の整備</p> <p>(1) 市町村は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、船舶、ヘリコプター等の応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。県及び市町村は、担架ベッド、応急仮設テント、緊急電源装置等の応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。その際、国は、整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。</p> <p>また、国、県及び市町村は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、<u>平時から</u>情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。</p> <p>(2) 日本赤十字社福岡県支部、県（業務課・医療指導課）及び市町村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。</p> <p>県における医薬品等の供給体制整備は、本編第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第15節「災害備蓄物資等の整備・供給」によるものとする。</p> <p>資料編 備蓄等一県内の物資（食料・生活必需品・医薬品等）の備蓄状況 参照</p> <p>6～7 (略)</p> <p>第3～第4 (略)</p> <p>第5 災害医療に関する普及啓発、研修・訓練の実施（医療指導課、<u>福岡県医師会</u>、医療機関）</p>	<p>字句の適正化</p> <p>字句の適正化</p> <p>文言の統一</p> <p>引用箇所の修正</p> <p>字句の適正化</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>1 (略)</p> <p>2 災害医療に関する研修・訓練 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 国、県、市町村、防災関係機関及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</p> <p>第13節 要配慮者安全確保体制の整備 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 社会福祉施設、病院等の対策（医療指導課・介護保険課・障がい福祉課・子育て支援課・児童家庭課・保護・援護課・福祉総務課・男女共同参画推進課・防災危機管理局、市町村、社会福祉施設、病院等の管理者） 1～2 (略)</p> <p>3 浸水想定区域内の要配慮者等利用施設の指定（市町村）</p> <p>市町村は、市町村防災計画において、浸水想定区域内要配慮者等が利用者する施設で当該施設の利用者が洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。</p> <p>利用者等への情報伝達体制の確立等については、本編第1章「防災基盤の強化」第1節「治水治山の対策」第1「治水計画」1「河川対策」(2)「浸水想定区域等の把握及び住民等への周知」による。</p> <p>4 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 在宅の要配慮者等対策（高齢者地域包括ケア推進課・障がい福祉課・がん感染症疾病対策課・健康増進課こころの健康づくり推進室・防災危機管理局、市町村）</p> <p>1 組織体制の整備 県及び市町村は、一人暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者、障がいのある人、難病患者等の避難行動要支援者の分布を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で避難行動要支援者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを行う。障がいのある人に対し適切な情報を提供するため、災害ボランティア本部などを通じ専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の確保や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」の更なる普及促進に努める。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 災害医療に関する研修・訓練 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 国、県、市町村、防災関係機関及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。</p> <p>第13節 要配慮者安全確保体制の整備 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 社会福祉施設、病院等の対策（医療指導課・介護保険課・障がい福祉課・子育て支援課・児童家庭課・保護・援護課・福祉総務課・男女共同参画推進課・防災危機管理局、市町村、社会福祉施設、病院等の管理者） 1～2 (略)</p> <p>3 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の要配慮者等利用施設の指定（市町村）</p> <p>市町村は、市町村防災計画において、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内要配慮者等が利用者する施設で当該施設の利用者が洪水時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。</p> <p>利用者等への情報伝達体制の確立等については、本編第1章「防災基盤の強化」第1節「治水治山の対策」第1「治水計画」1「河川対策」(2)「浸水想定区域等の把握及び住民等への周知」及び、第1章「防災基盤の強化」第2節「土砂災害の防止」第4「土砂災害防止対策」2対策(1)「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定」による。</p> <p>4 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第4 在宅の要配慮者等対策（高齢者地域包括ケア推進課・障がい福祉課・がん感染症疾病対策課・健康増進課こころの健康づくり推進室・防災危機管理局、市町村）</p> <p>1 組織体制の整備 県及び市町村は、一人暮らしの高齢者や寝たきりの高齢者、障がいのある人、難病患者等の避難行動要支援者の分布を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で避難行動要支援者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを行う。障がいのある人に対し適切な情報を提供するため、災害ボランティア本部などを通じ専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の確保や、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」の更なる普及促進に努める。</p>	<p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>土砂災害防止法及び水防法に基づく記載の適正化</p> <p>土砂災害防止法及び水防法に基づく記載の適正化</p> <p>令和4年度新規施策に係る修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>2～3 (略)</p> <p>第5～6 (略)</p> <p>第7 外国人等への支援対策</p> <p>1 外国人の支援対策（国際政策課、市町村） （略）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報伝達体制の整備 県は、防災気象情報や被災外国人の安否情報等について、福岡県防災情報等配信システム「防災メール・まもるくん」による英語等での伝達手段の整備を行う。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第8～第9 (略)</p> <p>第14節 災害ボランティアの活動環境等の整備 大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細かくに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのため、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携について検討するものとする。 また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、行政、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等が連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。 〈主な実施機関〉 県（総務部・人づくり・県民生活部・福祉労働部・その他関係部局）、市町村、福岡県災害ボランティア連絡会、社会福祉協議会、日本赤十字社福岡県支部、関係機関</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害ボランティアの受入体制の整備</p> <p>1 福岡県災害ボランティア連絡会、社会福祉協議会の役割 福岡県災害ボランティア連絡会は災害時におけるボランティアの支援活動を、効果的に実施することを目的とした団体である。また、社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。 災害の発生時のボランティアの受入れは、福岡県災害ボランティア連絡会及び社会福祉協議会が中心となって、県レベル、市町村レベルの2段階の災害ボランティア本部が立ち上げられるよう、平常時から行政、関係団体等と連携し、次のような準備、取り組みを行う。</p>	<p>2～3 (略)</p> <p>第5～6 (略)</p> <p>第7 外国人等への支援対策</p> <p>1 外国人の支援対策（国際政策課、市町村） （略）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 情報伝達体制の整備 県は、防災気象情報や被災外国人の安否情報等について、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」による英語等での伝達手段の整備を行う。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第8～第9 (略)</p> <p>第14節 災害ボランティアの活動環境等の整備 大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細かくに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのため、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の災害ボランティアとの連携について検討するものとする。 また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、行政、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等が連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。 〈主な実施機関〉 県（総務部・人づくり・県民生活部・福祉労働部・その他関係部局）、市町村、社会福祉協議会、日本赤十字社福岡県支部、中間支援組織、関係機関</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 災害ボランティアの受入体制の整備</p> <p>1 福岡県社会福祉協議会の役割 社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。  災害の発生時のボランティアの受入れは、市町村社会福祉協議会が中心となって、市町村災害ボランティアセンターを立ち上げ、福岡県社会福祉協議会はその支援を行う。 福岡県社会福祉協議会は、災害発生時に市町村社会福祉協議会が円滑に</p>	<p>令和4年度新規施策に係る修正</p> <p>活動体制の見直し等に伴う修正</p> <p>活動体制の見直し等に伴う修正</p> <p>活動体制の見直し等に伴う修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>(1) ボランティア受入れ拠点の整備  <u>災害ボランティア本部の設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、災害ボランティアの受入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を図る。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 行政の役割（防災危機管理局・福祉総務課・社会活動推進課・関係各課、市町村）</p> <p>(1) 県における役割          県は、災害ボランティアの活動環境として、福岡県災害ボランティア連絡会、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保及び活動資機材やその保管場所、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p><u>また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、県は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</u></p> <p>福岡県NPO・ボランティアセンターは、災害時におけるボランティアに関する情報について、福岡県NPO・ボランティアセンターホームページ上で随時発信する。</p> <p>(2) 市町村における役割          市町村は、災害ボランティアの活動環境として、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、<u>防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p> <p>また、市町村防災計画において、災害ボランティアの受入れに関する実施計画、災害ボランティアの受入体制の整備等（<u>災害時における現地災害ボランティア本部（現地受入窓口）や連絡体制</u>）を定めるとともに、必要に応じ、本部運営マニュアルを作成するなど、災害ボランティアの円滑な受入れに努めるものとする。</p>	<p>災害ボランティアセンターを立ち上げられるよう、平常時から行政、関係団体等と連携し、次のような準備、取り組みを行う。</p> <p>(1) <u>災害ボランティアセンター運営体制の整備</u>  <u>災害ボランティアセンターの立ち上げや運営等の方法、災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの作成や市町村との協定締結について、研修や訓練、助言等を行う。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 行政の役割（防災危機管理局・福祉総務課・社会活動推進課・関係各課、市町村）</p> <p>(1) 県における役割          県は、災害ボランティアの活動環境として、社会福祉協議会、中間支援組織、NPO・ボランティア等と連携し、平常時からボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保及び活動資機材やその保管場所、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について<u>の整備等に努めるとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></p> <p>また、災害時の円滑な災害ボランティア受け入れのため、<u>福岡県社会福祉協議会による市町村社会福祉協議会に対する研修や訓練、助言等の活動を支援するものとする。</u></p> <p><u>さらに、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するなど、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</u></p> <p>福岡県NPO・ボランティアセンターは、災害時におけるボランティアに関する情報について、福岡県NPO・ボランティアセンターホームページ上で随時発信する。</p> <p>(2) 市町村における役割          市町村は、災害ボランティアの活動環境として、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携し、平常時には、<u>ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等に努めるとともに、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を推進するものとする。</u></p> <p>また、市町村防災計画において、災害ボランティアの受入れに関する実施計画、災害ボランティアの受入体制の整備等（<u>社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置や連絡体制</u>）を定めるとともに、必要に応じ、<u>市町村社会福祉協議会と災害ボランティアセンターの設置運営に関する協定を締結するなど、災害ボランティアの円滑な受入れに努めるものとする。</u></p>	<p>実態に合わせた形で修正</p> <p>活動体制の見直し等に伴う修正          防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>実態に合わせた形で修正</p> <p>活動体制の見直し等に伴う修正</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正          活動体制の見直し等に伴う修正</p> <p>実態に合わせた形で修正</p>

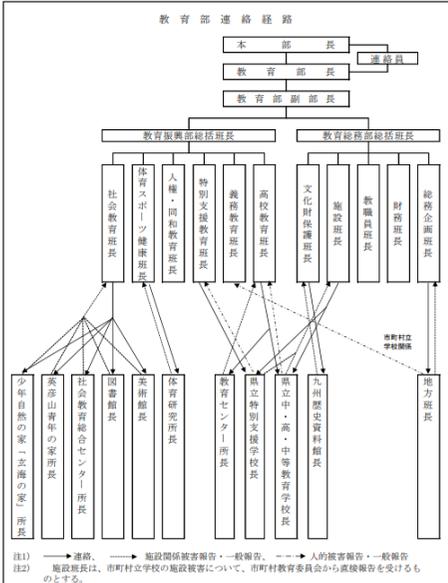
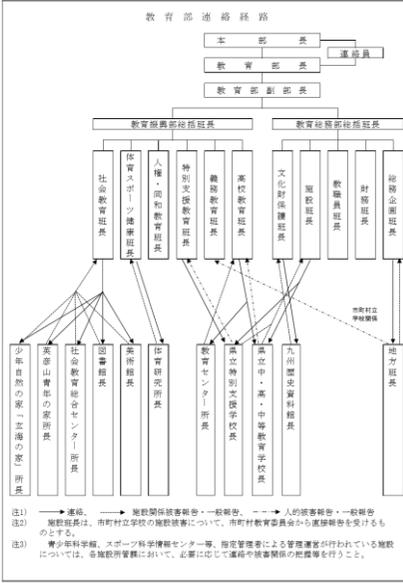
福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>さらに、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市町村は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援 (略)</p> <p>1 県(防災危機管理局)は、福岡県災害ボランティア連絡会と連携して、講習会、防災訓練等の実施を通じて、ボランティア意識の醸成を図り、災害ボランティアに関する知識の普及・啓発を行うとともに、災害ボランティアセンター設置運営訓練を行うなど、災害ボランティアリーダー・コーディネーターの育成・支援に努めるものとする。</p> <p>2 県は、専門的な知識・技術を必要とする災害ボランティアや、平日等には活動が可能な災害ボランティアなど、多様な災害ボランティアについて、<u>大学</u>等と連携し、把握に努めるものとする。</p> <p>3 県(防災危機管理局・福祉総務課)は、<u>福岡県災害ボランティア連絡会</u>と連携して、災害ボランティアリーダー・コーディネーターとしての資質を兼ね備えた防災士等との連携体制の構築に努めるものとする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第15節～第22節</p>	<p>さらに、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、市町村は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第3 災害ボランティアリーダー・コーディネーター等の育成・支援 (略)</p> <p>1 県は、<u>社会福祉協議会、中間支援組織等</u>と連携して、講習会、防災訓練等の実施を通じて、ボランティア意識の醸成を図り、災害ボランティアに関する知識の普及・啓発を行うとともに、災害ボランティアセンター設置運営訓練を行うなど、災害ボランティアリーダー・コーディネーターの育成・支援に努めるものとする。</p> <p>2 県は、専門的な知識・技術を必要とする災害ボランティアや、平日等に活動が可能な災害ボランティアなど、多様な災害ボランティアについて、<u>中間支援組織等</u>と連携し、把握に努めるものとする。</p> <p>3 県は、<u>中間支援組織等</u>と連携して、災害ボランティアリーダー・コーディネーターとしての資質を兼ね備えた防災士等との連携体制の構築に努めるものとする。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>第15～第22節 (略)</p>	<p>活動体制の見直し等に伴う修正</p> <p>活動体制の見直し等に伴う修正</p> <p>活動体制の見直し等に伴う修正</p>

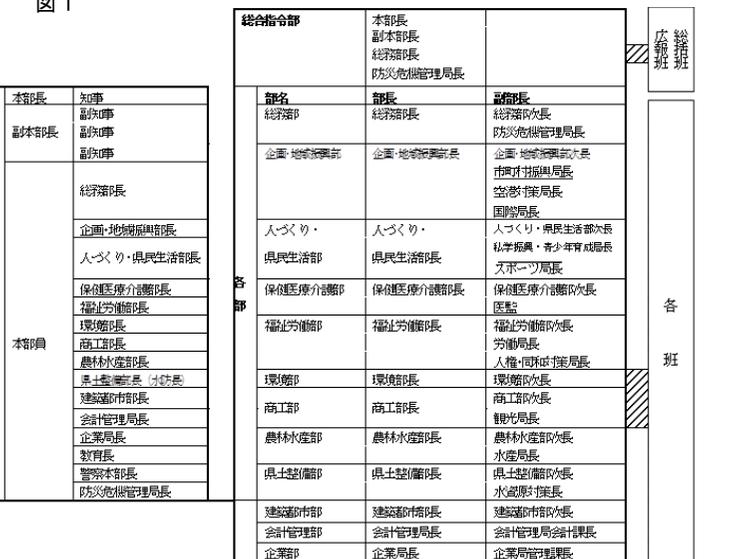
福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p><b>第3編 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1章 活動体制の確立</b></p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 県等の組織体制の確立</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害発生直前の警報等の伝達等の災害未然防止活動を実施するとともに、災害応急対策実施責任機関は必要に応じ、それぞれ災害対策本部等を設置し、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。</p> <p>また、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行う。</p> <p>なお、<u>災害応急対策実施責任機関</u>は、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする。</p> <p>第1 県の配備動員・応急活動体制（防災危機管理局、全課（局）、関係出先事務所）</p> <p>県は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、必要に応じ災害対策本部を設置して事態に対処するが、本部を設置するに至らない災害に当たっては、本部に準じた体制を整え事態の対処にあたる。</p> <p>災害対策本部では、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連絡調整等を図るものとする。災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。</p> <p>また、県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）の設置に努め、現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。</p> <p>航空運用調整班は、警察、消防、九州地方整備局、海上保安庁、自衛隊、DMAT調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとし、調整に当たっては、政府本部（「特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）又は官邸対策室等との連携の下、航空機運用総合調整システム（FOCS）を活用するものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</p>	<p><b>第3編 災害応急対策計画</b></p> <p><b>第1章 活動体制の確立</b></p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 県等の組織体制の確立</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害発生直前の警報等の伝達等の災害未然防止活動を実施するとともに、<u>防災関係機関</u>は必要に応じ、それぞれ災害対策本部等を設置し、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。</p> <p><u>防災関係機関</u>は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した<u>防災行動計画（タイムライン）</u>を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、<u>同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p> <p>また、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行う。</p> <p>なお、<u>防災関係機関</u>は、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする。</p> <p>第1 県の配備動員・応急活動体制（防災危機管理局、全課（局）、関係出先事務所）</p> <p>県は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、必要に応じ災害対策本部を設置して事態に対処するが、本部を設置するに至らない災害に当たっては、本部に準じた体制を整え事態の対処にあたる。</p> <p>災害対策本部では、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連絡調整等を図るものとする。災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。</p> <p>また、県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）の設置に努め、現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。</p> <p>航空運用調整班は、警察、消防、九州地方整備局、海上保安庁、自衛隊、DMAT調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとし、調整に当たっては、政府本部（「特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）又は官邸対策室等との連携の下、航空機運用総合調整システム（FOCS）を活用するものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</p> <p><u>航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとす</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>→ 図1 災害対策本部組織図 図2 災害対策本部動員伝達系統図 図3 災害対策本部組織機構図</p> <p>1 福岡県災害対策本部 (略) (1)～(8) (略) (9) その他 災害対策本部は、国の特定災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部（以下、「国の現地対策本部」という。）が置かれたときは、これと緊密な連絡調整を図り、支援、協力を求めることとする。</p> <p>2～6 (略) 第2 (略) 第3 県教育庁の配備動員体制（総務課） 県教育庁においては、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、「福岡県災害対策本部教育部要綱」に基づき、その災害規模に応じた所要の配備体制をとる。（下記「教育部連絡経路」参照）。</p>  <p>注1) 〓 連絡、〓 施設関係被害報告・一般報告、〓 人的被害報告・一般報告 注2) 施設課長は、市町村立学校の施設被害について、市町村教育委員会から直接報告を受けるものとする。</p>	<p>る。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p> <p>→ 図1 災害対策本部組織図 図2 災害対策本部動員伝達系統図 図3 災害対策本部組織機構図</p> <p>1 福岡県災害対策本部 (略) (1)～(8) (略) (9) その他 災害対策本部は、国の現地災害対策室、特定災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部（以下、「国の現地対策本部」という。）が置かれたときは、これと緊密な連絡調整を図り、支援、協力を求めることとする。また、国の現地対策本部に係る連絡会議及び調整会議が開催された場合には、県は、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努めるものとする。</p> <p>2～6 (略) 第2 (略) 第3 県教育庁の配備動員体制（総務企画課） 県教育庁においては、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、「福岡県災害対策本部教育部要綱」に基づき、その災害規模に応じた所要の配備体制をとる。（下記「教育部連絡経路」参照）。</p>  <p>注1) 〓 連絡、〓 施設関係被害報告・一般報告、〓 人的被害報告・一般報告 注2) 施設課長は、市町村立学校の施設被害について、市町村教育委員会から直接報告を受けるものとする。 注3) 青少年科学館、スゴーズ科学情報センター等、指定管理者による管理運営が行われている施設については、各施設所管課において、必要に応じて連絡や調整関係の把握等を行うこと。</p>	<p>内閣府からの指摘に基づく修正</p> <p>記載の適正化</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第4～第6 (略)</p> <p>図1</p>  <p>図2～図5 (略)</p> <p>第3節 自衛隊の災害派遣要請 (略)</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 派遣部隊等の活動 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害発生後の活動 (1)～(8) (略)</p> <p>(9) 炊飯又は給水の支援 特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯又は給水の支援を行う。</p> <p>(10)～(11) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第6 (略)</p> <p>災害派遣要請系統図～臨時ヘリポートの基準 (略)</p> <p>第4節 応援要請 (略)</p> <p>第1 応援要請 1～7 (略)</p> <p>図1 応援要請系統図 (略)</p>	<p>第4～第6 (略)</p> <p>図1</p>  <p>図2～図5 (略)</p> <p>第3節 自衛隊の災害派遣要請 (略)</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 派遣部隊等の活動 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害発生後の活動 (1)～(8) (略)</p> <p>(9) 給食、給水及び入浴の支援 特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、給食、給水及び入浴の支援を行う。</p> <p>(10)～(11) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第6 (略)</p> <p>災害派遣要請系統図～臨時ヘリポートの基準 (略)</p> <p>第4節 応援要請 (略)</p> <p>第1 応援要請 1～7 (略)</p> <p>図1 応援要請系統図 (略)</p>	<p>記載の適正化</p> <p>防災基本計画 (R4.6修正) に基づく修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧			新			改正理由
図1付表			図1付表			
県の担当課	予想される応援 要請事項	県からの要請・連絡先	県の担当課	予想される応援 要請事項	県からの要請・連絡先	
総務部			総務部			
防災危機管理局	自衛隊派遣・各種支援要請	自衛隊〔陸上〕  自衛隊〔航空〕  自衛隊〔海上〕	自衛隊派遣・各種支援要請	陸上自衛隊西部方面總監部・第四師団 航空自衛隊西部航空方面隊 海上自衛隊佐世保地方總監部	字句の適正化  字句の適正化  字句の適正化	
	隣接市町での指定避難所の開設	隣接市町村	隣接市町での指定避難所の開設	隣接市町村		
	鉄道輸送の要請	J R九州、私鉄各社	鉄道輸送の要請	九州旅客鉄道株式会社、私鉄各社	字句の適正化	
	海上・陸上輸送の要請	九州運輸局福岡運輸支局、第七管区海上保安本部、西日本高速道路株式会社	海上・陸上輸送の要請	九州運輸局（福岡運輸支局）、第七管区海上保安本部、西日本高速道路株式会社	字句の適正化	
	航空輸送の要請	空港管理者等	航空輸送の要請	空港管理者等		
	陸上自動車輸送のあっせん	トラック協会、バス協会 九州運輸局福岡運輸支局	陸上自動車輸送のあっせん	福岡県トラック協会、福岡県バス協会 九州運輸局（福岡運輸支局）	字句の適正化	
	物資のあっせん	関係団体、九州経済産業局	物資のあっせん	関係団体、九州経済産業局		
	物資のあっせん （福祉関係機器）	関係団体	物資のあっせん （福祉関係機器）	関係団体		
	日用品（資材）・飲	協定業者	日用品（資材）・飲	協定業者		

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧		新		改正理由	
料水の調達		料水の調達		字句の適正化	
リース機材の調達	協定業者	リース機材の調達	協定業者		
通信機材等の調達	九州総合通信局、通信事業者	通信機材等の調達	九州総合通信局、通信事業者		
通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）	九州地方整備局	通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）	九州地方整備局		
放送要請	<u>NHK福岡放送局、RKB毎日放送</u> <u>テレビ西日本、九州朝日放送、福岡放送、エフエム福岡、TVQ九州放送、CROSS FM、ラブエフエム国際放送</u>	放送要請	<u>日本放送協会（福岡放送局）、RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放送、株式会社CROSS FM、ラブエフエム国際放送株式会社</u>		
緊急警報放送要請	<u>NHK福岡放送局</u>	緊急警報放送要請	<u>日本放送協会（福岡放送局）</u>		字句の適正化
消防・救急応援	消防庁	消防・救急応援	消防庁		
ヘリ・船艇の移動	消防庁、他県、政令指定都市 自衛隊、第七管区海上保安本部、 <u>他県警察</u>	ヘリ・船艇の移動	消防庁、 <u>他都道府県</u> 、政令指定都市 自衛隊、第七管区海上保安本部、 <u>他都道府県警察</u>		字句の適正化

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧			新			改正理由
	ライフラインの優先復旧（早期回復を必要とする施設）	九州電力、九州電力送配電、西部ガス		ライフラインの優先復旧（早期回復を必要とする施設）	九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社、西部ガス株式会社	字句の適正化
	水道等ライフラインの災害応急措置に必要な人材派遣	自衛隊		水道等ライフラインの災害応急措置に必要な人材派遣	自衛隊	
	徒歩帰宅者支援	協定業者		徒歩帰宅者支援	協定業者	
企画・地域振興部			企画・地域振興部			
交通政策課	海上・陸上輸送の要請（離島航路・バス）	災害対策本部（総括班）と協働	交通政策課	海上・陸上輸送の要請（離島航路・バス）	災害対策本部（総括班）と協働	
	鉄道輸送の要請（第3セクター鉄道）	災害対策本部（総括班）と協働		交通政策課	鉄道輸送の要請（第3セクター鉄道）	
人づくり・県民生活部			人づくり・県民生活部			
生活安全課	応急生活物資の確保、ボランティア活動の支援、医療・保健活動の確保	福岡県生活協同組合連合会	生活安全課	応急生活物資の確保、ボランティア活動の支援、医療・保健活動の確保	福岡県生活協同組合連合会	
保健医療介護部			保健医療介護部			
保健医療介護総務課 健康増進課 こころの健康づく	保健師・栄養士等医療保健関係者の派遣	県内市町村 近隣県、全国都道府県（厚生労働省）	保健医療介護総務課 健康増進課 こころの健康づく	保健師・栄養士等医療保健関係者の派遣	県内市町村 近隣県、全国都道府県（厚生労働省）	

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧			新			改正理由
り推進室			り推進室			字句の適正化
医療指導課 健康増進課 こころの健康づくり推進室 薬務課	医療関係者の派遣	厚生労働省、日本赤十字社福岡県支部、 <u>県医師会、歯科医師会、精神科病院協会、市町村立病院、国立病院機構、薬剤師会、災害拠点病院（DMAT含む）、災害拠点精神科病院（DPAT含む）</u>	医療指導課 健康増進課 こころの健康づくり推進室 薬務課	医療関係者の派遣	厚生労働省、日本赤十字社福岡県支部、 <u>福岡県医師会、福岡県歯科医師会、福岡県精神科病院協会、市町村立病院、国立病院機構、福岡県薬剤師会、災害拠点病院（DMAT含む）、災害拠点精神科病院（DPAT含む）</u>	
医療指導課	患者受入医療機関のあっせん	厚生労働省、県内医療機関	医療指導課	患者受入医療機関のあっせん	厚生労働省、県内医療機関	
医療指導課	ヘリによる患者搬送	災害対策本部（総括班）と協働	医療指導課	ヘリによる患者搬送	災害対策本部（総括班）と協働	
医療指導課	船艇による患者搬送	災害対策本部（総括班）と協働	医療指導課	船艇による患者搬送	災害対策本部（総括班）と協働	
医療指導課	医療用水の確保	災害対策本部（水道整備班）と協働	医療指導課	医療用水の確保	災害対策本部（水道整備班）と協働	
薬務課	医薬品の供給	厚生労働省、福岡県医薬品卸業協会、福岡県医療機器協会	薬務課	医薬品等の供給	厚生労働省、福岡県医薬品卸業協会、福岡県医療機器協会、 <u>福岡県薬剤師会</u>	
薬務課	血液の安定供給	福岡県赤十字血液センター	薬務課	血液の安定供給	福岡県赤十字血液センター	
がん感染症疾病対策課	防疫薬剤等の供給	県内市町村	がん感染症疾病対策課	防疫薬剤等の供給	県内市町村	
生活衛生課	遺体処理・火葬等（広域火葬、ドラッグ・缶等の確保・あっせん、	厚生労働省、警察、市町村、近隣県、民間業者等	生活衛生課	遺体処理・火葬等（広域火葬、ドラッグ・缶等の確保・あっせん、	厚生労働省、警察、市町村、近隣県、民間業者等	記載の適正化

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧			新			改正理由
	遺体の搬送)			遺体の搬送)		
生活衛生課	愛護動物の保護・収容	市町村、獣医師会、他県、関係団体等	生活衛生課	愛護動物の保護・収容	市町村、福岡県獣医師会、他都道府県、関係団体等	字句の適正化
福祉労働部			福祉労働部			
福祉総務課	食料、飲料水、福祉用具の調達	協定業者	福祉総務課	食料、飲料水、福祉用具の調達	協定業者	
環境部			環境部			
廃棄物対策課	災害廃棄物処理対策	市町村、関係団体、他県、環境省	廃棄物対策課	災害廃棄物処理対策	市町村、関係団体、他都道府県、環境省	字句の適正化
	ごみ処理対策	市町村、関係団体、他県、環境省		ごみ処理対策	市町村、関係団体、他都道府県、環境省	字句の適正化
	し尿処理対策	市町村、関係団体、他県、環境省		し尿処理対策	市町村、関係団体、他都道府県、環境省	字句の適正化
商工部			商工部			
商工政策課	生活必需物資の流通確保	九州百貨店協会、協定業者、商工関係団体等	商工政策課	生活必需物資の流通確保	九州百貨店協会、協定業者、商工関係団体等	
工業保安課	ライフラインの優先復旧 (早期回復を必要とする施設)	福岡県LPガス協会	工業保安課	ライフラインの優先復旧 (早期回復を必要とする施設)	福岡県LPガス協会	
農林水産部			農林水産部			
団体指導課	食料・飲料水の調達・あっせん	農業団体(協定関係)	団体指導課	食料・飲料水の調達・あっせん	農業団体(協定関係)	
水田農業振興課	米穀の調達	農林水産省政策統括官	水田農業振興課	米穀の調達	農林水産省農産局長	農林水産省からの指摘に基づく修正
畜産課	家畜の診察	獣医師会、農業共済組合連合会、市町村	畜産課	家畜の診察	福岡県獣医師会、北九州市獣医師会、福岡県農業共済	記載の適正化

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧			新			改正理由
林業振興課	非常災害用木材の調達・あっせん	九州森林管理局、製材品は福岡県木材組合連合会、木杭などは福岡県森林組合連合会	林業振興課	非常災害用木材の調達・あっせん	組合、市町村 九州森林管理局、製材品は福岡県木材組合連合会、木杭などは福岡県森林組合連合会	
県土整備部			県土整備部			
道路維持課	緊急輸送路の確保	他県等	道路維持課	緊急輸送路の確保	他都道府県等	字句の適正化
水資源対策課水道整備室	飲料水の供給	隣接市町村等	水資源対策課水道整備室	飲料水の供給	隣接市町村等	
	給水車の派遣	隣接市町村等		給水車の派遣	隣接市町村等	
	ライフラインの優先復旧 (早期回復を必要とする施設)	隣接市町村等		ライフラインの優先復旧 (早期回復を必要とする施設)	隣接市町村等	
	災害応急措置に必要な人材派遣	水道事業者、他県、日本水道協会		災害応急措置に必要な人材派遣	水道事業者、他都道府県、日本水道協会	字句の適正化
建築都市部			建築都市部			
建築指導課	応急危険度判定士の派遣	国土交通省、他県、市町村、建築関係団体	建築指導課	応急危険度判定士の派遣	国土交通省、他都道府県、市町村、建築関係団体	字句の適正化
都市計画課	被災宅地危険度判定士の派遣	国土交通省、他県、市町村	都市計画課	被災宅地危険度判定士の派遣	国土交通省、他都道府県、市町村	字句の適正化
県営住宅課	応急仮設住宅の調整	協定業者、内閣府	県営住宅課	応急仮設住宅の調整	協定業者、内閣府	
	公営住宅への一時入居	市町村、他県		公営住宅への一時入居	市町村、他都道府県	字句の適正化
公安部（警察本部）			公安部（警察本部）			
警備課	緊急交通路の確保	福岡県警備業協会	警備課	緊急交通路の確保	福岡県警備業協会	

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧		新		改正理由
	保等に関する 交通誘導 避難場所・その 被災地における 警戒活動警備 その他必要があ ると認める警備		保等に関する 交通誘導 避難場所・その 被災地における 警戒活動警備 その他必要があ ると認める警備	

第2 (略)  
第5節 災害救助法の適用  
(略)  
第1～第6 (略)

第2 (略)  
第5節 災害救助法の適用  
(略)  
第1～第6 (略)

県内市町村別災害救助法適用基準一覧表

番号	市町村名	人口(人)	適用基準(住家滅失世帯数)		番号	市町村名	人口(人)	適用基準(住家滅失世帯数)		
			第1号適用	第2号適用				第1号適用	第2号適用	
1	北九州市	961,286	150	75	29	那珂川市	90,004	80	40	
		(門司区)	99,637	80	40	30	糟屋郡 宇美町	37,927	60	30
		(糟屋区)	82,844	80	40	31	糟屋郡 柳井町	31,210	60	30
		(門司区)	59,116	80	40	32	志摩町	45,256	60	30
		(小倉北区)	181,878	100	50	33	美濃町	27,263	90	25
		(小倉南区)	212,890	100	50	34	新宮町	30,344	60	30
		(八幡西区)	68,844	80	40	35	久山町	8,225	40	20
		(八幡東区)	256,117	100	50	36	粕屋町	45,360	60	30
2	福岡市	1,538,681	150	75	37	遠賀郡 戸畑町	14,208	40	20	
		(東区)	306,015	150	75	38	水巻町	28,997	90	25
		(博多区)	228,441	100	50	39	岡原町	31,580	60	30
		(中央区)	192,488	100	50	40	遠賀町	18,877	90	25
		(南区)	255,797	100	50	41	鞍手郡 小竹町	7,810	40	20
		(南区)	206,868	100	50	42	鞍手郡 鞍手町	16,007	90	25
		(南区)	130,999	100	50	43	嘉穂郡 桂川町	13,496	40	20
		(早良区)	217,877	100	50	44	嘉穂郡 筑前町	29,306	90	25
		45	朝倉郡 筑前町	29,306	90	25				
		46	三井郡 大井町	15,138	80	25				
		47	三井郡 大井町	14,176	40	20				
		48	八女郡 田川町	20,183	90	25				
		49	田川郡 香春町	10,861	40	20				
		50	田川郡 香春町	9,924	40	20				
51	八女郡 赤田町	9,020	40	20						
52	八女郡 川崎町	16,789	90	25						
53	大川市	5,176	40	20						
54	香春町	3,022	90	15						
55	糟屋郡 糟屋町	22,871	90	25						
56	糟屋郡 糟屋町	26,963	60	30						
57	みやこ町	20,243	90	25						
58	嘉穂郡 吉富町	6,627	40	20						
59	上野市	7,458	40	20						
60	嘉穂郡 嘉穂町	18,587	90	25						
合計		5,101,556		2,500						

市町村名は令和2年3月31日現在  
人口は平成27年度国勢調査結果による

(注) 1 「第1号適用」の数字は災害救助法施行令第1条第1項第1号の附則1に定める災害救助法が適用される住家滅失世帯数  
2 「第2号適用」の数字は災害救助法施行令第1条第1項第2号の別表第3に定める災害救助法が適用される住家滅失世帯数(県内住家滅失世帯数2,500世帯以上)  
3 住家が半壊し又は半壊する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が被災した一の世帯とみなす。(災害救助法施行令第1条第2項)

県内市町村別災害救助法適用基準一覧表

番号	市町村名	人口(人)	適用基準(住家滅失世帯数)		番号	市町村名	人口(人)	適用基準(住家滅失世帯数)		
			第1号適用	第2号適用				第1号適用	第2号適用	
1	北九州市	939,029	150	75	29	那珂川市	50,112	80	40	
		(門司区)	93,842	80	40	30	糟屋郡 宇美町	37,671	60	30
		(若松区)	80,533	80	40	31	糟屋郡 柳井町	31,209	60	30
		(戸畑区)	57,494	80	40	32	志免町	46,377	60	30
		(小倉北区)	183,407	100	50	33	須惠町	28,628	50	25
		(小倉南区)	209,028	100	50	34	新宮町	32,927	60	30
		(八幡東区)	64,792	80	40	35	久山町	9,068	40	20
		(八幡西区)	249,933	100	50	36	粕屋町	48,190	60	30
2	福岡市	1,612,392	150	75	37	遠賀郡 戸畑町	13,545	40	20	
		(東区)	322,503	150	75	38	水巻町	28,114	50	25
		(博多区)	252,034	100	50	39	岡原町	31,007	60	30
		(中央区)	205,501	100	50	40	遠賀町	18,723	50	25
		(南区)	265,583	100	50	41	鞍手郡 小竹町	7,151	40	20
		(西区)	212,579	100	50	42	鞍手郡 鞍手町	15,080	50	25
		(城南区)	132,864	100	50	43	嘉穂郡 桂川町	12,878	40	20
		(早良区)	221,328	100	50	44	嘉穂郡 筑前町	29,591	50	25
		45	朝倉郡 筑前町	29,306	90	25				
		46	三井郡 大井町	15,521	50	25				
		47	三井郡 大井町	13,820	40	20				
		48	八女郡 田川町	19,969	50	25				
		49	田川郡 香春町	10,191	40	20				
		50	田川郡 香春町	9,200	40	20				
51	八女郡 赤田町	8,407	40	20						
52	川崎町	15,176	50	25						
53	大任町	5,008	40	20						
54	赤井	2,774	30	15						
55	福智町	21,398	50	25						
56	京都郡 苅田町	37,684	60	30						
57	みやこ町	18,825	50	25						
58	嘉穂郡 吉富町	6,536	40	20						
59	上毛町	7,251	40	20						
60	藤上町	17,189	50	25						
合計		5,135,214		2,500						

市町村名は令和2年4月1日現在  
人口は令和2年度国勢調査結果による

(注) 1 「第1号適用」の数字は災害救助法施行令第1条第1項第1号の別表第1に定める災害救助法が適用される住家滅失世帯数  
2 「第2号適用」の数字は災害救助法施行令第1条第1項第2号の別表第3に定める災害救助法が適用される住家滅失世帯数(県内住家滅失世帯数2,500世帯以上)  
3 住家が半壊し又は半壊する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が被災した一の世帯とみなす。(災害救助法施行令第1条第2項)

令和2年国勢調査に伴う修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第6節 (略)</p> <p>第7節 災害ボランティアの受入・支援</p> <p>大規模災害が発生したときには、福岡県災害ボランティア連絡会及び社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティア本部を設置し、災害時のみならず復旧時においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供などについて被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。</p> <p>県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</p> <p>県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>県（防災危機管理局・社会活動推進課・関係各課）、福岡県災害ボランティア連絡会、市町村、社会福祉協議会、関係機関</p> <p>第1 受入窓口等の設置</p> <p>1 福岡県災害ボランティア本部、現地災害ボランティア本部の設置</p> <p>ボランティアの受入れ調整組織としては、福岡県災害ボランティア連絡会及び社会福祉協議会が中心となって、県レベルの福岡県災害ボランティア本部、市町村レベルの現地災害ボランティア本部の2段階レベルの災害ボランティア本部を設置するものとし、相互に連携の上、日本赤十字福岡県支部、NPO・ボランティア等と連携を図り、活動を展開する。</p> <p>各災害ボランティア本部の役割は次のとおりとする。</p> <p>(1) 福岡県災害ボランティア本部（福岡県災害ボランティア連絡会、県）</p> <p>福岡県災害ボランティア連絡会が中心となって設置し、市町村の現地災害ボランティア本部の体制整備と運営を支援し、被災市町村間のボランティアの調整等を行う。</p> <p>なお、被災の規模により、必要に応じて、福岡県災害ボランティア本部から市町村現地災害ボランティア本部へ災害ボランティアコーディネーター等の運営スタッフの派遣等を行う。</p> <p>(2) 現地災害ボランティア本部（社会福祉協議会、市町村）</p> <p>市町村社会福祉協議会及び市町村が中心となって設置し、基礎的なボランティア組織として、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民の</p>	<p>第6節 (略)</p> <p>第7節 災害ボランティアの受入・支援</p> <p>大規模災害が発生したときには、県・市町村の各社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティア本部（福岡県災害ボランティア本部、現地災害ボランティア本部）を設置し、災害時のみならず復旧時においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供などについて被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。</p> <p>県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</p> <p>県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬が円滑に行われるよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉</p> <p>県（防災危機管理局・社会活動推進課・福祉総務課・関係各課）、市町村、社会福祉協議会、中間支援組織、関係機関</p> <p>第1 受入窓口等の設置</p> <p>1 福岡県災害ボランティア本部、現地災害ボランティア本部の設置</p> <p>ボランティアの受入れ調整組織としては、県・市町村の各社会福祉協議会が中心となって、県レベルの福岡県災害ボランティア本部（福岡県社会福祉協議会、県）、市町村レベルの現地災害ボランティア本部（市町村社会福祉協議会、市町村）の2段階レベルの災害ボランティア本部を設置するものとし、相互に連携の上、日本赤十字福岡県支部、NPO・ボランティア等と連携を図り、活動を展開する。</p> <p>各災害ボランティア本部の役割は次のとおりとする。</p> <p>(1) 福岡県災害ボランティア本部（福岡県社会福祉協議会、県）</p> <p>福岡県社会福祉協議会が中心となって設置し、市町村の現地災害ボランティア本部の体制整備と運営を支援し、被災市町村間のボランティアの調整等を行う。</p> <p>なお、被災の規模により、必要に応じて、福岡県災害ボランティア本部から市町村現地災害ボランティア本部へ災害ボランティアコーディネーター等の運営スタッフの派遣等を行う。</p> <p>(2) 現地災害ボランティア本部（市町村社会福祉協議会、市町村）</p> <p>市町村社会福祉協議会及び市町村が中心となって設置し、基礎的なボランティア組織として、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民の</p>	<p>実態に合わせた形で修正</p> <p>活動の見直し等に伴う修正</p> <p>実態に合わせた形で修正</p>

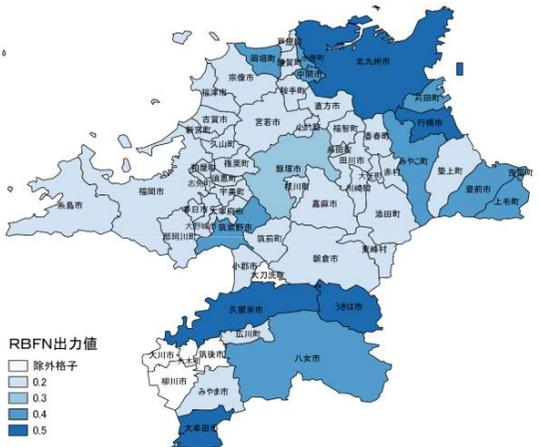
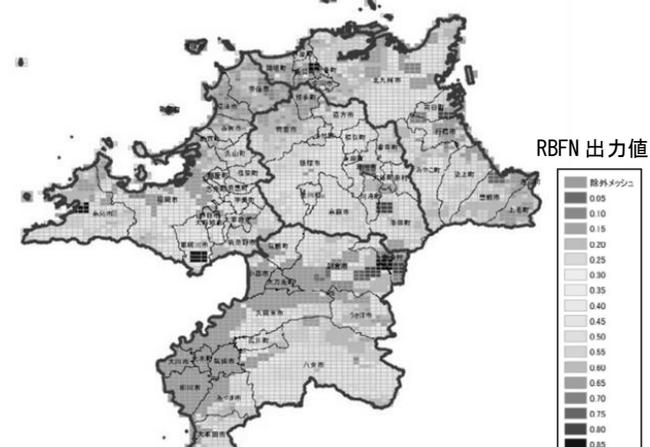
福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>ニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 県及び市町村の支援</p> <p>県は福岡県災害ボランティア本部、市町村は現地災害ボランティア本部の設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。</p> <p>(1) 災害ボランティア本部の場所の提供</p> <p>(2) 災害ボランティア本部の設置・運営に係る経費の助成</p> <p>(3) 資機材等の提供</p> <p>(4) 職員の派遣(県は市町村災害ボランティアセンターへの職員派遣についても支援を行う。)</p> <p>(5) 被災状況についての情報提供</p> <p>(6) 片づけごみなどの収集運搬</p> <p>(7) その他必要な事項</p>	<p>ニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 県による支援</p> <p>(1) 県は、必要に応じて、災害救助法に基づき、福岡県社会福祉協議会への委託を行い、被災市町村間のボランティアの調整、現地災害ボランティア本部への運営スタッフの派遣等の支援を行う。</p> <p>(2) 県は、福岡県社会福祉協議会、中間支援組織と連携し、現地災害ボランティア本部、NPO・ボランティア、関係団体等との情報共有の場を設置し、被災者ニーズや支援活動、課題等全体像を把握するとともに、円滑かつ効果的な活動につながるよう、関係団体との連携を支援する。</p> <p>4 市町村による支援</p> <p>市町村は現地災害ボランティア本部の設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。</p> <p>(1) 設置場所の提供</p> <p>(2) 災害ボランティア本部の設置・運営に係る経費の助成</p> <p>(3) 資機材等の提供</p> <p>(4) 職員の派遣</p> <p>(5) 被災状況についての情報提供</p> <p>(6) 片づけごみなどの収集運搬</p> <p>(7) その他必要な事項</p>	<p>活動体制の見直し等に伴う修正</p> <p>実態に合わせた形で修正</p> <p>活動体制の見直し等に伴う修正</p>
<p>第2～第3 (略)</p> <p>災害ボランティア活動に係る連携図</p>	<p>第2～第3 (略)</p> <p>第2章 災害応急対策活動</p> <p>第1節 防災気象情報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p>第1 防災気象情報等の種類・基準と伝達系統</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 記録的短時間大雨情報</p> <p>県内で大雨警報発表中に、キキクル(危険度分布)の「非常に危険」(うす紫)以上が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間</p>	<p>活動体制の見直し等に伴う修正</p> <p>活動体制の見直し等に伴う修正</p>
<p>第2章 災害応急対策活動</p> <p>第1節 防災気象情報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p>第1 防災気象情報等の種類・基準と伝達系統</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 記録的短時間大雨情報</p> <p>県内で大雨警報発表中に、キキクル(危険度分布)の「非常に危険」(うす紫)以上が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間</p>	<p>第2章 災害応急対策活動</p> <p>第1節 防災気象情報等の伝達</p> <p>(略)</p> <p>第1 防災気象情報等の種類・基準と伝達系統</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 記録的短時間大雨情報</p> <p>県内で大雨警報発表中に、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)以上が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨</p>	<p>キキクルの運用変更に伴う記載の適正化</p>





福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>6～7 (略)</p> <p>8 福岡県基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次図に示す基準を適用する。</li> </ul>  <p>付図 福岡県基準</p> <p>(略)</p> <p>第2節 被害情報等の収集伝達</p> <p>(略)</p> <p>第1 災害情報の収集（防災危機管理局・農林事務所、市町村）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害情報の把握</p> <p>県及び市町村は、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行うものとし、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。</p> <p>この場合、県は降雨量、風速等から特に被害の発生が予想される地域を優先して市町村、消防本部等から情報を収集することとし、被害規模の早期把握に努めるものとする。</p> <p>また、県は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、必要に応じ、市町村に災害警戒（対策）地方本部から情報連絡員を派遣し、応急的な市町村との通信及び情報の収集に努めるものとする。被害情報等の把握に際しては、ヘリコプターや無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くすよう努めるものとする。</p> <p>情報連絡員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するよう努めるものとする。</p> <p>県は、人的被害の数については、一元的に集約、調整を行うものとする。</p>	<p>6～7 (略)</p> <p>8 福岡県基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次図に示す基準を適用する。</li> </ul>  <p>付図 福岡県基準</p> <p>(略)</p> <p>第2節 被害情報等の収集伝達</p> <p>(略)</p> <p>第1 災害情報の収集（防災危機管理局・農林事務所、市町村）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害情報の把握</p> <p>県及び市町村は、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行うものとし、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。</p> <p>この場合、県は降雨量、風速等から特に被害の発生が予想される地域を優先して市町村、消防本部等から情報を収集することとし、被害規模の早期把握に努めるものとする。</p> <p>また、県は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、必要に応じ、市町村に災害警戒（対策）地方本部から情報連絡員を派遣し、応急的な市町村との通信及び情報の収集に努めるものとする。被害情報等の把握に際しては、ヘリコプターや無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くすよう努めるものとする。</p> <p>情報連絡員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するよう努めるものとする。</p> <p>県は、人的被害の数については、一元的に集約、調整を行うものとする。</p>	<p>記載の適正化</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由																																																																																
<p>その際、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。県は、当該情報が得られた際は、関係機関の協力を得て、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。</p> <p>国、県、市町村及び指定公共機関は道路等の途絶によるいわゆる孤立集落について、早期解消の必要があることから、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町村に連絡するものとする。また、県及び市町村は当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 通信計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害時における通信連絡</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 公衆電気通信設備の利用</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県(本庁)が承認を受けた非常・緊急通話取扱い電話番号は次のとおりである。</p> <p>(福岡県庁非常・緊急通話電話番号)</p> <table border="1" data-bbox="219 1062 801 1289"> <thead> <tr> <th>電話番号</th> <th>関係部署</th> <th>電話番号</th> <th>関係部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>641-4734</td> <td>総務部防災危機管理局</td> <td>622-1404</td> <td>商工部商工政策課</td> </tr> <tr> <td>643-3986</td> <td rowspan="5">福岡県災害対策本部</td> <td>641-4665</td> <td>農林水産部農林水産政策課</td> </tr> <tr> <td>643-3987</td> <td>622-5108</td> <td>県土整備部河川管理課</td> </tr> <tr> <td>643-3988</td> <td>622-5107</td> <td>〃 道路維持課</td> </tr> <tr> <td>643-3989</td> <td>651-6599</td> <td>〃 砂防課</td> </tr> <tr> <td>643-3990</td> <td>622-0618</td> <td>建築都市部建築都市総務課</td> </tr> <tr> <td>622-1907</td> <td>総務部県民情報広報課</td> <td>643-3772</td> <td>会計管理局会計課</td> </tr> <tr> <td>641-6657</td> <td>企画・地域振興部総合政策課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>622-6393</td> <td>〃 市町村支援課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>622-6394</td> <td>福祉労働部福祉総務課</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 避難対策の実施</p> <p>(略)</p> <p>第1 避難の指示、高齢者等避難等及び周知</p> <p>1 (略)</p>	電話番号	関係部署	電話番号	関係部署	641-4734	総務部防災危機管理局	622-1404	商工部商工政策課	643-3986	福岡県災害対策本部	641-4665	農林水産部農林水産政策課	643-3987	622-5108	県土整備部河川管理課	643-3988	622-5107	〃 道路維持課	643-3989	651-6599	〃 砂防課	643-3990	622-0618	建築都市部建築都市総務課	622-1907	総務部県民情報広報課	643-3772	会計管理局会計課	641-6657	企画・地域振興部総合政策課			622-6393	〃 市町村支援課			622-6394	福祉労働部福祉総務課			<p>その際、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。県は、当該情報が得られた際は、関係機関の協力を得て、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。</p> <p>市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p>県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</p> <p>国、県、市町村及び指定公共機関は道路等の途絶によるいわゆる孤立集落について、早期解消の必要があることから、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町村に連絡するものとする。また、県及び市町村は当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。</p> <p>3～6 (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>第4 通信計画</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害時における通信連絡</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 公衆電気通信設備の利用</p> <p>(略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県(本庁)が承認を受けた非常・緊急通話取扱い電話番号は次のとおりである。</p> <p>(福岡県庁非常・緊急通話電話番号)</p> <table border="1" data-bbox="1043 1062 1626 1289"> <thead> <tr> <th>電話番号</th> <th>関係部署</th> <th>電話番号</th> <th>関係部署</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>641-4734</td> <td>総務部防災危機管理局</td> <td>622-1404</td> <td>商工部商工政策課</td> </tr> <tr> <td>643-3986</td> <td rowspan="5">福岡県災害対策本部</td> <td>641-4665</td> <td>農林水産部農林水産政策課</td> </tr> <tr> <td>643-3987</td> <td>622-5108</td> <td>県土整備部河川管理課</td> </tr> <tr> <td>643-3988</td> <td>622-5107</td> <td>〃 道路維持課</td> </tr> <tr> <td>643-3989</td> <td>651-6599</td> <td>〃 砂防課</td> </tr> <tr> <td>643-3990</td> <td>622-0618</td> <td>建築都市部建築都市総務課</td> </tr> <tr> <td>622-1907</td> <td>総務部県民情報広報課</td> <td>643-3772</td> <td>会計管理局会計課</td> </tr> <tr> <td>641-6657</td> <td>企画・地域振興部総合政策課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>622-6393</td> <td>〃 行財政支援課</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>622-6394</td> <td>福祉労働部福祉総務課</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 避難対策の実施</p> <p>(略)</p> <p>第1 避難の指示、高齢者等避難等及び周知</p> <p>1 (略)</p>	電話番号	関係部署	電話番号	関係部署	641-4734	総務部防災危機管理局	622-1404	商工部商工政策課	643-3986	福岡県災害対策本部	641-4665	農林水産部農林水産政策課	643-3987	622-5108	県土整備部河川管理課	643-3988	622-5107	〃 道路維持課	643-3989	651-6599	〃 砂防課	643-3990	622-0618	建築都市部建築都市総務課	622-1907	総務部県民情報広報課	643-3772	会計管理局会計課	641-6657	企画・地域振興部総合政策課			622-6393	〃 行財政支援課			622-6394	福祉労働部福祉総務課			<p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p>
電話番号	関係部署	電話番号	関係部署																																																																															
641-4734	総務部防災危機管理局	622-1404	商工部商工政策課																																																																															
643-3986	福岡県災害対策本部	641-4665	農林水産部農林水産政策課																																																																															
643-3987		622-5108	県土整備部河川管理課																																																																															
643-3988		622-5107	〃 道路維持課																																																																															
643-3989		651-6599	〃 砂防課																																																																															
643-3990		622-0618	建築都市部建築都市総務課																																																																															
622-1907	総務部県民情報広報課	643-3772	会計管理局会計課																																																																															
641-6657	企画・地域振興部総合政策課																																																																																	
622-6393	〃 市町村支援課																																																																																	
622-6394	福祉労働部福祉総務課																																																																																	
電話番号	関係部署	電話番号	関係部署																																																																															
641-4734	総務部防災危機管理局	622-1404	商工部商工政策課																																																																															
643-3986	福岡県災害対策本部	641-4665	農林水産部農林水産政策課																																																																															
643-3987		622-5108	県土整備部河川管理課																																																																															
643-3988		622-5107	〃 道路維持課																																																																															
643-3989		651-6599	〃 砂防課																																																																															
643-3990		622-0618	建築都市部建築都市総務課																																																																															
622-1907	総務部県民情報広報課	643-3772	会計管理局会計課																																																																															
641-6657	企画・地域振興部総合政策課																																																																																	
622-6393	〃 行財政支援課																																																																																	
622-6394	福祉労働部福祉総務課																																																																																	

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>2 避難の指示                      (1)～(2) 略                      (3) 指定行政機関の長等による助言                          市町村長は、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保措置の指示をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有する指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該指示について、助言を求めることができる。この際、助言を求められた者は、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、積極的に助言するものとする。</p> <p>3～4 (略)                      第2～第3 (略)                      第4 指定避難所等の開設                      1 市町村                          (略)                          (1)～(5) (略)                          (6) 良好な居住性の確保、当該指定避難所に<u>置ける</u>食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する避難者の生活環境の整備                          (7) (略)                          (8) 指定避難所等の適切な運営管理                              ア 指定避難所等における協力体制の構築                                  指定避難所等における正確な情報の伝達、食料や水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、指定避難所運営管理について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。</p> <p>イ～エ (略)                      (9)～(10) (略)                      2 (略)                      第5～第9 (略)                      第5節～第8節 (略)                      第9節 医療救護                          県及び市町村等は、災害発生時において、限られた医療スタッフや医薬品・医療資機材等を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療を行い、一人でも多くの命を救うため、関係機関と密接な連携を取りながら、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む）救護を行う。                          〈主な実施機関〉                          県（保健医療介護部、福祉労働部、総合司令部）、市町村、国立病院機構等</p>	<p>2 避難の指示                      (1)～(2) 略                      (3) 指定行政機関の長等による助言                          市町村長は、避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保措置の指示をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有する指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該指示について、助言を求めることができる。この際、助言を求められた者は、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、積極的に助言するものとする。さらに、市町村は、<u>避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。</u></p> <p>3～4 (略)                      第2～第3 (略)                      第4 指定避難所等の開設                      1 市町村                          (略)                          (1)～(5) (略)                          (6) 良好な居住性の確保、当該指定避難所に<u>おける</u>食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する避難者の生活環境の整備                          (7) (略)                          (8) 指定避難所等の適切な運営管理                              ア 指定避難所等における協力体制の構築                                  指定避難所等における正確な情報の伝達、食料や水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、指定避難所運営管理について専門性を有した<u>NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。</u>                              イ～エ (略)                          (9)～(10) (略)                      2 (略)                      第5～第9 (略)                      第5節～第8節 (略)                      第9節 医療救護                          県及び市町村等は、災害発生時において、限られた医療スタッフや医薬品・医療資機材等を最大限に活用し、可能な限り多数の傷病者の治療を行い、一人でも多くの命を救うため、関係機関と密接な連携を取りながら、災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む）救護を行う。                          〈主な実施機関〉                          県（保健医療介護部、福祉労働部、総合司令部）、市町村、国立病院機構等、福岡県医師会、福岡県歯科医師会、日本赤十字社福岡県支部及び災害拠点</p>	<p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p> <p>字句の適正化</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>、県医師会、<u>県歯科医師会</u>、日本赤十字社福岡県支部及び災害拠点病院等</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 初動医療体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 医療救護活動（医療指導課、市町村） （略）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 連絡指令方式</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県医師会会長は、広域災害・救急医療情報システム等を通じ、広域支援が必要と認められる場合は、直ちに知事へ連絡する。</p> <p>ウ 知事は、独自の情報収集、市町村長からの広域支援要請又は県医師会会長からの連絡等により広域支援が必要と認める場合は、直ちに広域支援の規模等について検討を行い、医療機関・団体に対し、患者受入れ体制の整備や医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第4～第9 (略)</p> <p>第10節 (略)</p> <p>第11節 食料の供給 (略)</p> <p>第1 方針</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) 給食は、食料供給機能の停滞により生命に危険が及ぶ可能性のある要配慮者（高齢者、乳児、食事管理を要する者等）に対し優先的に実施する。</p> <p>(2) 当初にあつては、公立学校、幼稚園、保育園、旅館、組合等の給食施設で被害を受けていない施設での炊き出し及び弁当業者、製パン業者等からの弁当・製パンの調達により給食を実施する。なお、この場合、弁当業者、製パン業者等の業者には各指定避難所等までの配送を含めて依頼し、県・市町村による輸送は原則として行わない。</p> <p>(3) (2) による給食を待つことができない場合の緊急避難的措置として備蓄食料を供給するが、できるだけ早期に(2)による給食に切り替える。</p> <p>(4) 給食活動を効率的に実施するため、給食場所は指定避難所等に限定する。</p> <p>(5) (4) 以外の施設等への直接の配送は以下のような場合に実施する。</p> <p>ア 災害により孤立し、食料調達に困難が予想される地域</p> <p>イ 病院、社会福祉施設等の傷病人、要配慮者関係の施設</p>	<p>病院等</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 初動医療体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 医療救護活動（医療指導課、市町村） （略）</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 連絡指令方式</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 福岡県医師会会長は、広域災害・救急医療情報システム等を通じ、広域支援が必要と認められる場合は、直ちに知事へ連絡する。</p> <p>ウ 知事は、独自の情報収集、市町村長からの広域支援要請又は福岡県医師会会長からの連絡等により広域支援が必要と認める場合は、直ちに広域支援の規模等について検討を行い、医療機関・団体に対し、患者受入れ体制の整備や医療救護班の派遣を要請する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第4～第9 (略)</p> <p>第10節 (略)</p> <p>第11節 食料の供給 (略)</p> <p>第1 方針</p> <p>1 基本的な考え方</p> <p>(1) 給食は、食料供給機能の停滞により生命に危険が及ぶ可能性のある要配慮者（高齢者、乳児、食事管理を要する者等）に対し優先的に実施する。</p> <p><u>(2) 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。</u></p> <p><u>(3) 当初にあつては、公立学校、幼稚園、保育園、旅館、組合等の給食施設で被害を受けていない施設での炊き出し及び弁当業者、製パン業者等からの弁当・製パンの調達により給食を実施する。なお、この場合、弁当業者、製パン業者等の業者には各指定避難所等までの配送を含めて依頼し、県・市町村による輸送は原則として行わない。</u></p> <p><u>(4) (3) による給食を待つことができない場合の緊急避難的措置として備蓄食料を供給するが、できるだけ早期に(2-3)による給食に切り替える。</u></p> <p>(5) 給食活動を効率的に実施するため、給食場所は指定避難所等に限定する。</p> <p>(6) (5) 以外の施設等への直接の配送は以下のような場合に実施する。</p> <p>ア 災害により孤立し、食料調達に困難が予想される地域</p> <p>イ 病院、社会福祉施設等の傷病人、要配慮者関係の施設</p>	<p>字句の適正化</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>(6) 県民等においては以下のように対応する。</p> <p>ア 2～3日間は、可能な限り、県民自身が備蓄している食料で対応する。</p> <p>イ 県民相互で助け合う。</p> <p>(7) 事態がある程度落ち着いた段階では、給食需要の明確化を図る。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 県 (略)</p> <p>1 水田農業振興課 災害救助法及び国民保護法が発動され、市町村から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、米穀が円滑に供給されるよう、農林水産省政策統括官に対し災害救助用米穀の引渡を要請する。 被災地の状況その他の事情により、農林水産省政策統括官に連絡するいとまがないと判断される場合には、災害救助用米穀の引渡の要請に基づく情報を九州農政局に連絡する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第4 農林水産省・九州農政局 県は、米穀が必要量確保できないと判断した場合は、災害救助用米穀について、農林水産省政策統括官へ応急供給の要請を行うとともに、九州農政局にその情報を提供する。 被災地の状況及びその他の事情により農林水産省政策統括官に連絡するいとまがないと判断される場合には、災害救助用米穀の引渡の要請に基づく情報を九州農政局に連絡する。 資料編 備蓄等一米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 参照</p>	<p>(7) 県民等においては以下のように対応する。</p> <p>ア 2～3日間は、可能な限り、県民自身が備蓄している食料で対応する。</p> <p>イ 県民相互で助け合う。</p> <p>(8) 事態がある程度落ち着いた段階では、給食需要の明確化を図る。</p> <p>2 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 県 (略)</p> <p>1 水田農業振興課 災害救助法及び国民保護法が発動され、市町村から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、米穀が円滑に供給されるよう、農林水産省農産局長に対し災害救助用米穀の引渡を要請する。 被災地の状況その他の事情により、農林水産省農産局長に連絡するいとまがないと判断される場合には、災害救助用米穀の引渡の要請に基づく情報を九州農政局に連絡する。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第4 農林水産省・九州農政局 県は、米穀が必要量確保できないと判断した場合は、災害救助用米穀について、農林水産省農産局長へ応急供給の要請を行うとともに、九州農政局にその情報を提供する。 被災地の状況及びその他の事情により農林水産省農産局長に連絡するいとまがないと判断される場合には、災害救助用米穀の引渡の要請に基づく情報を九州農政局に連絡する。 資料編 備蓄等一米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 参照</p>	<p>農林水産省からの指摘に基づく修正</p> <p>農林水産省からの指摘に基づく修正</p>



# 福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>また、県は、福岡県防災情報メール配信システム「防災メール・まもるくん」を活用した外国語等による災害情報の提供を行うとともに、災害対策本部が設された際には、国際交流センターと協力して「福岡県災害時多言語支援センター」を設置し、外国人への情報伝達が円滑に行われるよう被災市町村への支援を行う。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第17節 (略)</p> <p>第18節 遺体の捜索、収容及び火葬 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 遺体の調査、身元確認（警察、市町村、第七管区海上保安本部、<u>県医師会、県歯科医師会</u>） 1～3 (略)</p> <p>4 <u>県医師会、県歯科医師会</u>（県医療指導課） (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第19節～第25節</p> <p>第26節 交通施設の災害応急対策 (略)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 港湾等及び航路施設 1～2 (略)</p> <p>3 九州地方整備局 (1)～(2) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第27節～第29節</p> <p>第30節 地下空間の災害応急対策</p>	<p>また、県は、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」を活用した外国語等による災害情報の提供を行うとともに、災害対策本部が設置された際には、国際交流センターと協力して「福岡県災害時多言語支援センター」を設置し、外国人への情報伝達が円滑に行われるよう被災市町村への支援を行う。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第17節 (略)</p> <p>第18節 遺体の捜索、収容及び火葬 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 遺体の調査、身元確認（警察、市町村、第七管区海上保安本部、<u>福岡県医師会、福岡県歯科医師会</u>） 1～3 (略)</p> <p>4 <u>福岡県医師会、福岡県歯科医師会</u>（県医療指導課） (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p> <p>第19節～第25節</p> <p>第26節 交通施設の災害応急対策 (略)</p> <p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 港湾等及び航路施設 1～2 (略)</p> <p>3 九州地方整備局 (1)～(2) (略)</p> <p><u>(3) 開発保全航路、緊急確保航路等について、船舶の交通を確保するため、早急に被害状況を把握し、大量かつ広範囲に漂流する軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、政府本部に報告するとともに、軽石の回収を目的とした船舶を活用した軽石除去、建設業者等と連携した除去作業等の応急復旧を行うものとする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>第4 (略)</p> <p>第27節～第29節</p> <p>第30節 地下空間の災害応急対策</p>	<p>令和4年度新規施策に係る修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の適正化</p> <p>字句の適正化</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>(略)</p> <p>第1 浸水災害応急対策（河川管理者、県、市町村、地下空間の管理者等、防災関係機関）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難活動</p> <p>(1) 市町村</p> <p>市町村は、特に必要と認めるときは、利用者等に対する避難のための指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。</p> <p>なお、避難指示等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）を始め、福岡県防災情報メール配信システム「防災メール・まもるくん」、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</p> <p>また、避難活動に当たっては、本章第4節「避難対策の実施」に基づき、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第31節～第34節 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第1 浸水災害応急対策（河川管理者、県、市町村、地下空間の管理者等、防災関係機関）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 避難活動</p> <p>(1) 市町村</p> <p>市町村は、特に必要と認めるときは、利用者等に対する避難のための指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。</p> <p>なお、避難指示等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）を始め、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</p> <p>また、避難活動に当たっては、本章第4節「避難対策の実施」に基づき、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第31節～第34節 (略)</p>	<p>令和4年度新規施策に係る修正</p>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編） 新旧対照表

旧	新	改正理由
<p><b>第4編 災害復旧・復興計画</b></p> <p><b>第1章 災害復旧・災害復興の基本方針</b> (略)</p> <p><b>第2章 災害復旧事業の推進</b></p> <p>大規模災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害発生防止等の観点から可能な限り改良復旧を行うものとする。</p> <p>なお、災害復旧事業の実施に当たっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。</p> <p>県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町村又はその市町村長から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村又はその市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災市町村に対する支援を行う。</p> <p>県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</p> <p>県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。</p> <p>また、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県は関係行政機関又は関係地方行政機関に、市町村は関係地方行政機関に、職員の派遣を要請するものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉 国、県、市町村、警察、指定地方行政機関 第1節～第2節 (略)</p> <p><b>第3章～第5章</b> (略)</p>	<p><b>第4編 災害復旧・復興計画</b></p> <p><b>第1章 災害復旧・災害復興の基本方針</b> (略)</p> <p><b>第2章 災害復旧事業の推進</b></p> <p>大規模災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目途が立った後、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害発生防止等の観点から可能な限り改良復旧を行うものとする。</p> <p>なお、災害復旧事業の実施に当たっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。</p> <p>県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町村又はその市町村長から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村又はその市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災市町村に対する支援を行う。</p> <p>県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、<u>県道</u>又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</p> <p>県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。</p> <p>また、被災地方公共団体は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</p> <p>〈主な実施機関〉 国、県、市町村、警察、指定地方行政機関 第1節～第2節 (略)</p> <p><b>第3章～第5章</b> (略)</p>	<p>記載の適正化</p> <p>防災基本計画（R4.6修正）に基づく修正</p>